

平成 1 9 年 第 2 回 御代田町 議 会 定 例 会  
議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成 1 9 年 6 月 8 日 開 会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 4 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 6 議案第 5 6 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 1 7 議案第 5 7 号 御代田町条例の用語等の統一に関する措置条例を制定する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 御代田町同和教育集会所設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する条例案について

- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 2 議案第 6 2 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 2 7 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 8 議案第 6 8 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 2 9 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 0 平成 1 8 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

## 平成 1 9 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

|           |                  |                    |                |
|-----------|------------------|--------------------|----------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成 1 9 年 6 月 8 日 |                    |                |
| 招 集 の 場 所 | 御 代 田 町 議 事 堂    |                    |                |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会              | 平成 1 9 年 6 月 8 日   | 午前 1 0 時 0 0 分 |
|           | 閉 会              | 平成 1 9 年 6 月 1 8 日 | 午前 1 0 時 4 6 分 |

### 第 1 日 目

|                 |     |                  |                |
|-----------------|-----|------------------|----------------|
| 開 議 ・ 散 会 の 日 時 | 開 議 | 平成 1 9 年 6 月 8 日 | 午前 1 0 時 0 0 分 |
|                 | 散 会 | 平成 1 9 年 6 月 8 日 | 午後 4 時 1 1 分   |

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

| 議 席 | 氏 名       | 出 欠 席 | 議 席 | 氏 名       | 出 欠 席 |
|-----|-----------|-------|-----|-----------|-------|
| 1   | 古 越 日 里   | 出 席   | 8   |           |       |
| 2   | 古 越 弘     | 出 席   | 9   | 朝 倉 謙 一   | 出 席   |
| 3   | 武 井 武     | 出 席   | 1 0 | 内 堀 千 恵 子 | 出 席   |
| 4   | 笹 沢 武     | 出 席   | 1 1 | 中 山 美 博   | 出 席   |
| 5   | 内 堀 恵 人   | 出 席   | 1 2 | 荻 原 達 久   | 出 席   |
| 6   | 柳 澤 嘉 勝   | 出 席   | 1 3 | 柳 澤 治     | 出 席   |
| 7   | 市 村 千 恵 子 | 出 席   | 1 4 | 土 屋 実     | 出 席   |

|               |             |
|---------------|-------------|
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 笹 沢 武   |
|               | 5 番 内 堀 恵 人 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 茂 木 利 秋 |
| 係 長     | 茂 木 康 生 |
|         |         |

説明のため出席した者の職氏名

|             |         |                    |           |
|-------------|---------|--------------------|-----------|
| 町 長         | 茂 木 祐 司 | 総 務 課 長            | 古 越 敏 男   |
| 企 画 財 政 課 長 | 内 堀 豊 彦 | 税 務 課 長            | 土 屋 敏 一   |
| 町 民 課 長     | 南 沢 一 人 | 産 業 建 設 課 長        | 武 者 建 一 郎 |
| 生 活 環 境 課 長 | 中 山 秀 夫 | 教 育 次 長<br>併任こども課長 | 荻 原 眞 一   |
|             |         |                    |           |
|             |         |                    |           |
|             |         |                    |           |
|             |         |                    |           |
|             |         |                    |           |
| 議 事 日 程     | 別 紙     |                    |           |
| 議 長 の 諸 報 告 | 別 紙     |                    |           |
| 会 議 事 件     | 別 紙     |                    |           |
| 会 議 の 経 過   | 別 紙     |                    |           |

## 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成 19 年 6 月 8 日 ( 金 )

開 会 午前 10 時 00 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 ( 土屋 実君 ) 開会前に、傍聴されている皆さんにお願いいたします。

本議会に大勢の皆さんが傍聴に来られております。傍聴席では私語を慎み、議場での発言に対し、拍手や意見を述べることがないようにお願いいたします。

なお、議長の指示に従わない方には、退場していただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、傍聴席では飲食はできないことになっております。ご協力、お願いいたします。

それでは、これより、平成 19 年第 2 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 諸般の報告 - - -

○議長 ( 土屋 実君 ) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 茂木利秋君。

( 事務局長 茂木利秋君 登壇 )

○事務局長 ( 茂木利秋君 ) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 19 年 6 月 8 日

1. 本定例会に別紙配付のとおり、町長から議案 25 件、報告 1 件が提出されています。
2. 監査委員より、監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に説明のため、町長他関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般通告質問者は、武井 武議員他4名であります。
5. 閉会中における報告事項は、別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 中山美博君。

（議会運営委員長 中山美博君 登壇）

○議会運営委員長（中山美博君） みなさん、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る5月31日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成19年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、条例案7件、予算案6件、報告13件の、計26件であります。

3月定例会以後提出された陳情等はございませんでした。

会期は本日より6月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思っております。

それではご説明をいたします。

平成19年第2回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

会 期 11日間

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

|          |           |     |          |  |
|----------|-----------|-----|----------|--|
| 第 1 日目   | 6 月 8 日   | 金曜日 | 午前 1 0 時 | 開会<br>諸般の報告<br>会議録署名議員の指名<br>町長招集のあいさつ<br>議案上程<br>議案に対する質疑<br>議案の委員会付託 |
| 第 2 日目   | 6 月 9 日   | 土曜日 |          | 休会   |
| 第 3 日目   | 6 月 1 0 日 | 日曜日 |          | 休会   |
| 第 4 日目   | 6 月 1 1 日 | 月曜日 | 午前 1 0 時 | 一般質問   |
| 第 5 日目   | 6 月 1 2 日 | 火曜日 | 午前 1 0 時 | 一般質問   |
| 第 6 日目   | 6 月 1 3 日 | 水曜日 | 午前 1 0 時 | 常任委員会  |
| 第 7 日目   | 6 月 1 4 日 | 木曜日 | 午前 1 0 時 | 常任委員会  |
| 第 8 日目   | 6 月 1 5 日 | 金曜日 | 午前 1 0 時 | 全員協議会  |
| 第 9 日目   | 6 月 1 6 日 | 土曜日 |          | 休会   |
| 第 1 0 日目 | 6 月 1 7 日 | 日曜日 |          | 休会   |
| 第 1 1 日目 | 6 月 1 8 日 | 月曜日 | 午前 1 0 時 | 委員長報告<br>質疑<br>討論<br>採決<br>閉会  |

でございます。

次に、常任委員会開催日程を申し上げます。

#### 常任委員会開催日程

常任委員会・月日・曜日・会議時刻・場所

|             |           |     |          |      |
|-------------|-----------|-----|----------|------|
| 総務文教常任委員会   | 6 月 1 3 日 | 水曜日 | 午前 1 0 時 | 大会議室 |
|             | 6 月 1 4 日 | 木曜日 | 午前 1 0 時 | 大会議室 |
| 社会建設経済常任委員会 | 6 月 1 3 日 | 水曜日 | 午前 1 0 時 | 議場   |
|             | 6 月 1 4 日 | 木曜日 | 午前 1 0 時 | 議場   |

でございます。

次に、全員協議会開催日程を申し上げます。

#### 全員協議会開催日程

月日・曜日・開議時刻・場所

全員協議会                      6月15日 金曜日 午前10時                      大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 実君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より6月18日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より6月18日までの11日間と決しました。

#### - - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

4番 笹沢 武君

5番 内堀恵人君

を指名いたします。

#### - - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（土屋 実君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

町長 茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） おはようございます。

議会招集にあたりまして、ごあいさつをさせていただきます。

議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席をいただき、議会が開催できますことに、まずもって心より御礼を申し上げますとともに、町行政に対するご理解、ご支援とご協力を、切にお願いを申し上げます。

今年の天候は、冬は比較的温暖な気候で推移し、町では除雪費などが少なくて済みましたが、春になってから寒さが戻り、5月10日と19日には、塩野や

馬瀬口、草越を中心に、突然の雹によるレタスなど野菜に被害が出てしまいました。被害総額は700万円ほどですけれども、被害に遭われた生産者の皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

町といたしましても、農業に対する支援などを農協などと協議をしているところでございます。また、農家の皆さまの経営を、できる限り安定させる方策として、価格の低落時に対する新たな支援策について、JA佐久浅間などとも協議を行っており、JA及び生産者の皆さまと協議が調い、調整が付き次第、価格安定に向けた新たな支援策について事業を始めていきたいと考えております。

この6月からは、住民税の負担が増やされると、新聞紙上などで繰り返し報道されてきました。これは、当然御代田町の町民の皆さまに対しても新たな負担増となるものであります。既に、町の税務課の方には、5日間で約50件ほどの問い合わせがありました。なぜ上がったのかという問い合わせであります。

政府は、地方への税源移譲ということで、国の税金である所得税3兆円分を地方の住民税に振り替える措置をとったことで、町民の皆さまにとっては、所得税の負担が減る一方、町の住民税の負担が増えることになりました。

あわせて、これまで景気対策として99年から実施してきた所得税と住民税の定率減税が、完全に廃止されることによって、町民の皆さまにとっては負担が増えることになるという政府の説明であります。

税源移譲だけについて言いますと、所得税と住民税の合計金額は変わらないという説明であります。しかし、国による地方への税源移譲が行われたからといって、その分の金額がすべて町に来るというものではなく、町の住民税の徴収率が下がれば下がっただけ、その分の町の収入は減ることになり、結果として、いままで国から町に来ていた金額が減らされることになるという内容になっております。

こうした国による弱肉強食的なやり方は、都市と農村の格差をいっそう広げ、財政力の小さな自治体は生き残ることができない重大な問題だと考えております。

5月30日に開かれた長野県町村会の臨時総会では、次のような決議を全会一致で挙げました。県内の小規模自治体は、地方交付税の削減や地域産業の低迷による税収減など歳入不足、過疎化、高齢化による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、集落の衰退など、町村運営は大きな試練に晒されているという県内自治体の共通の認識のもとに、きれいな水と空気を守り、食料を供給し、緑の農地を育むなど、自然環

境の保全に努めている農村が減れば、日本も減るのであり、いまこそ農山村の活力を生かして、地域を活性化させ、都市と農村の格差を是正し、国と地方が力を合わせて、国全体が活力を持つ日本をつくるべきである、町村の繁栄こそが日本全体の繁栄の原点であるという立場から、町村自治の確立と財政基盤の強化を国に求める決議を、全会一致で行いました。今後も、こうした国に対するあらゆる角度からの地方自治体の財政運営の強化を求める取り組みは、更に重要になるものと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、専決処分事項の報告 12 件、条例案 7 件、平成 19 年度一般会計特別会計補正予算案 6 件、土地開発公社報告 1 件、合わせて 26 件の提案であります。

提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項の報告であります。町税条例及び国保税条例の改正につきましては、国の税法改正によるもので、3月の議会全員協議会の際、説明を申し上げ、専決処分することの了解を得てあるものでございます。平成 18 年度一般会計補正予算、特別会計補正予算の専決処分につきましては、それぞれ町税、使用料、国・県補助金・負担金の確定、事業の完了に伴う事業費の確定によるものであります。

条例案につきましては、新規条例制定のみ概要を申し上げます。

御代田町条例の用語の統一に関する措置条例を制定する条例案でございますが、町例記集の用語、用字、送り仮名の統一を図るため、制定するものでございます。

次に、御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定でございますが、いままで事務機施設設備等の賃貸借契約は、1年ごとに契約をしてきましたが、この条例を制定することによりまして、長期継続契約をして事務の効率を図ることができます。

次に、平成 19 年度一般会計補正予算案の概要を申し上げます。

これにつきましては、2月に町長選挙がありましたので、当初予算は骨格予算で編成してあります。歳入につきましては、減税補てん特例交付金代替として、地方特例交付金の 500 万円の増額です。使用料及び手数料では、町営住宅家賃の減免申請 51 件分の 865 万 6,000 円の減額です。国庫支出金で後期高齢者医療制度創設準備事業補助金の 370 万 7,000 円の増額です。県支出金で同和対策事

業廃止に伴う隣保館運営費431万6,000円の減額と、元気づくり交付金231万7,000円の増額です。諸収入、平和台の東屋補助と太鼓の購入で、コミュニティ事業助成金490万円の増額です。町債で、日穀製粉への無利子融資のための原資として、地域総合整備資金貸付事業2億円の増額などにより、補正額2億1,693万1,000円になります。

歳出につきましては、日穀製粉への貸付金2億円、後期高齢者システム開発1,427万4,000円、やまゆり保育園遊び場等整備1,321万円、平和台児童館駐車場整備306万3,000円、都市再生整備計画策定ということで、いわゆるまちづくり交付金事業の計画策定のための委託料650万円、消防普通積載車882万円、緊急告知システム基本計画策定447万3,000円などにより、補正額3億2,265万5,000円になります。

この歳入・歳出を、予備費で調整して、補正額2億1,693万1,000円。歳入・歳出予算総額50億2,817万7,000円となる予算案になります。

本議会に提案させていただきます案件の中で、特に私が選挙公約で掲げました同和対策にかかわる事業を基本的に終了させるための関連議案について、ご説明させていただきます。

御代田町の同和対策にかかわる事業につきましては、国による特別対策が始まってから今日まで40年近くにわたって、御代田町では40数億円という事業が行われてきました。この事業は、当時、部落差別によって同和地区の方々の置かれておりました劣悪な生活の実態、あるいは生活環境などを支援するという意味で、重要な役割を果たし、かつその改善につきましては、きわめて大きな成果を上げてきたところであります。こうした特別対策によって、同和地区内の生活環境や生活の実態が改善され、また、日本国憲法のもとで町民の中の部落差別に対する意識が大きく改善され、過去にあった部落差別は、町民の意識の中でも生活の実態としても、既に過去のものとなってきました。同和対策事業が初期の目的を達成したにもかかわらず、引き続き同和事業に対して特別対策あるいは特別扱いを行ってきたところに、町行政としての主体性のない姿勢があったと考えております。つまり、同和地区内の生活の実態や生活環境が改善され、町民の中の部落差別に対する意識が大きく改善されてきたにもかかわらず、行政が同和地区の方々、あるいは出身者ということで、特定の地域や個人を特定して、財政上の支援や事業のうえでの特別扱いを

継続したことによって、一般町民と同和地区関係者という、大きな垣根、壁を行政がつくってしまいました。こうしたことによって、町民の中に、なぜ同和の人たちだけが特別扱いをされるのかという新たな意識が生まれてしまい、ある意味逆差別的な意識を町民の中につくってしまったところに、今日の事態をつくり出した根本的な誤りがあったと考えております。

今回の同和事業の廃止は、これまで行政がつくり上げてしまった一般町民と同和地区関係者という垣根、壁を、完全に取り払って、町の事業のあり方を根本的に正常化させる作業といえます。これまでの経過を冷静に考えますと、部落解放同盟御代田町協議会が町に対して財政上の支援や事業の実施に対する特別扱いの継続を要求してきましたが、その手段として、町や町職員に対する日常的な圧力、脅しが異常なまでに行われてきました。昨年12月議会での、当時議員であった私の質問に対して、前町長が初めて部落解放同盟御代田町協議会による町職員への日常的な圧力や脅しがあったことを認めたことは、きわめて重要な答弁でありました。しかし、最大の問題点は、そうした異常なまでの圧力や脅しに対して、町が毅然とした態度をとれずに、常に妥協的な対応をしてきたところに多くの町職員の悩みや苦しみの根元がありました。それによって、少なくない職員が病気や退職に追い込まれ、ついに同和対策を担当していた古越前課長の自殺という、最悪の結果を招いてしまったのです。確かに町として、人権問題に取り組むことは必要な課題であります。しかし、人権という重要な課題が、部落解放同盟による圧力や脅しによって歪められてしまったという事実を、直視しなければならないと思います。人権の尊重という名のもとに、実際に行われてきたことは、差別があるからという理由で、行政に対する部落解放同盟からの圧力がかけられ、その結果として、理由のつかない予算の支出が行われ、部落解放同盟だけを優遇するような事業を行政として行ってきたことでもあります。今回の同和事業の改革は、部落解放同盟中心に大きく偏っていた人権問題を、正常な人権の取り組みに戻す、本来の人権問題の取り組みに戻す作業といえます。

今後の町の人権にかかわる問題解決に向けた、また町民の中での人権意識の向上に向けた作業につきましては、他の団体などからの圧力や干渉を受けることなく、町の自主的、主体的な取り組みとして強めていく考えであります。

私は、行政として同和対策事業を進めてきた中で発生した誤りにつきましては、

今後のまちづくりの教訓として、しっかりと生かすとともに、この問題に対する今日までの幾多の皆さまの尊い努力の結果として、本日ここに御代田町での同和事業の完全な廃止を宣言するものであります。

そして、法のもとの平等を掲げた日本国憲法のもとで、すべての町民ができる限り等しく町の事業を受けられるようにするとともに、何人も決して差別されることのないまちづくり、また、特定の町民が特別扱いを受けることのない、平等で公正なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。細部につきましては、各担当課長からご説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。平成19年第2回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

- - - 議案上程 - - -

○議長（土屋 実君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第45号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第5 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長 土屋敏一君。

（税務課長 土屋敏一君 登壇）

○税務課長（土屋敏一君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第45号 専決処分事項の報告について

地方自治法の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め、というものでございます。

4ページであります。御代田町町税条例の一部を改正する条例について、平成19年3月31日専決をさせていただきました。

その内容であります。5ページ以降であります。5ページをお開き願います。

3月の定例議会の全員協議会で、この改正内容につきましてご説明申し上げたと

おり、今年度の改正につきましては、昨年度のような定率減税が廃止されるのですとか、住民税の税率が引き上げられるというような、ほとんどの皆さんに影響があるといえますか、負担増となるような今回は改正ではございません。

それでは、説明をさせていただきます。

本年につきましても、地方税法の一部を改正する法律、それから同法の施行令の一部を改正する政令、また、同法施行規則の一部を改正する省令、これが平成19年3月30日、それぞれ公布をされまして、本年の4月1日から施行されることになりました。この施行に伴いまして、町の町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは条文でございますが、第1条、御代田町町税条例の一部を次のように改正するというところで、第23条でございますけれども、この第23条につきましては、信託制度の抜本見直しを内容とする信託法の改正が行われたということで、これに伴って、人格のない社団や個人などが、法人課税信託の引き受けを行う場合に、法人税割を課するという法改正がなされましたことによって、整備をしたものでございます。

続いて第23条、それから次の第31条、それぞれ字句の修正でございます。

次の第95条中「3,064円」を「3,298円」に改める、ということですが、この部分は、町たばこ税の税率の規定であります。ご案内のように、平成11年度からの恒久的な減税の実施に伴いまして、当分の間の措置として、国のたばこ税率の引き下げを行い、地方のたばこ税の税率を、その同額だけ引き上げるということで実施をされてきました。それぞれ地方税法の附則に、特例税率として規定をされてきました。当町の条例につきましても、附則においてその特例税率を定めて、それぞれ課税をしてきたところであります。今回、いままでの附則に定めておりました特例税率を、本則の税率として改正するものであります。したがって、税率が変更になったことによって、その税額が上がるというものではございません。

次に、第131条、それから142条の改正でありますけれども、地方税法の条項ずれによる修正でございます。

次の附則第10条の2についても、条項ずれの修正。

そして同条に次の1項を加えるということで、6項として、「法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分につ

いて、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 11 項に規定する改修工事が完了した日から 3 カ月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 7 項各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない」という規定が加わりました。

次のページの(7)までそれぞれ定められたわけでありすけれども、これは住宅のバリアフリー改修を促進するために、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに一定のバリアフリー改修を行った場合に、改修工事の翌年度分の固定資産税、これを 3 分の 1 減額するという法改正が行われました。

この申告手続について定めた部分でございます。

次に、附則第 11 条の 2 というところで、平成 19 年度又は平成 20 年度における鉄軌道用地の価格の特例ということによって定めてございすけれども、これにつきましては、本来ですと固定資産の次の評価替えの年度であります、平成 21 年度が評価替えということになるわけでありすけれども、この鉄道用地につきましては 21 年度を待たずに、平成 19 年度から運用に供する部分と運用以外の用に供する部分、それぞれに分けて評価額を求めることとされました。これに関連する所要の措置が講じられたことによりまして、条文が加わった部分でございます。

次に 7 ページをお願いいたします。

附則第 16 条の 2 という部分であります、これはたばこ税についてです。先ほど申し上げましたけれども、附則でうたったわけでありすけれども、たばこの 3 級品以外、本則課税ということになりましたので、この部分が修正されるというものでございます。

次の附則第 17 条の 2 の部分でありますけれども、租税特別措置法改正に伴いまして修正がなされたものでございます。

次の附則第 19 条の 2 の部分でありますけれども、投資に関する法律分、これがそれぞれ統合されて、金融商品取引法という法律に変わったということの整備でございます。

次の附則第 19 条の 3、附則第 19 条の 6、附則第 19 条の 9 の部分でありますけれども、譲渡所得等にかかる町民税の課税の特例期限の延長がそれぞれ図られたものによって、整備をするものであります。特に最初の、附則第 19 条の 3「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に改めるということでありすけれども、上場株式

等の譲渡所得に対する税率の特例措置、この適用期限が1年延長になりました。

次でありますけれども、附則第19条の9の次に、次の1項を加えるということで、第19条の10というふうに加えてございます、保険料に係る個人の町民税の課税の特例ということでありますけれども、これは租税条約の規定に基づきまして、日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に対して保険料を支払ったという場合、その保険料を所得控除ができる社会保険料とみなすという法改正が行われました。これらの保険料についても、社会保険料控除の対象にしますという改正が行われたことによりまして、整備をかけるものでございます。

次の附則第28項中ということで、次のページにわたって、それぞれでございますけれども、地方税法附則の条項ずれによる修正でございます。

8ページであります、第2条御代田町町税条例の一部を次のように改正することということで、第142条、それから附則の第28条をそれぞれ改正をお願いするものであります、これも地方税法の条項ずれによる修正でございます。

附則として、施行期日、この条例中第1条の規定は本年4月1日から施行し、第2条の規定は本年の10月1日から施行する。ただし、1、2、3につきましては、それぞれ定めた日から施行するという内容であります。

そして、町民税に対する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、それから9ページ、都市計画税に関する経過措置ということで、それぞれの部分につきまして、平成19年以後の年度分の税について適用をし、18年度分までのそれぞれの税については、なお従前の例によるという内容でございます。

以上の内容でございますので、よろしくご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第6 議案第46号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第6 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長 土屋敏一君。

(税務課長 土屋敏一君 登壇)

○税務課長(土屋敏一君) それでは議案書の10ページをお願いいたします。

議案第46号 専決処分事項の報告について

地方自治法の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成19年3月31日、専決をさせていただきました。

その内容でありますけれども、12ページをお願いいたします。

これにつきましても、3月の定例議会の全員協議会において報告を申し上げたところでございます。地方税法施行令の改正が行われまして、基礎課税額にかかわる課税限度額、これが3万円引き上げられまして、56万円となったことに伴いまして、当町の条例もそのように改正をするものであります。

条例の第2条第2項中、それから条例第13条第1項中「53万円」を「56万円」に改めるというものでございます。

ちなみに、平成9年にこれが引き上げられて10年ぶりの引き上げということで

ございます。

それから介護納付金にかかわります課税限度額は9万円。これは従来どおりのままでございます。

附則、施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行する。適用区分は19年分以後の年度分の国保税から適用し、18年度分までの国保税については、なお従前の例による、というものでございます。

以上の内容ですので、よろしくご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第46号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第7 議案第47号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第7 議案第47号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の13、14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この専決処分につきましては、平成18年度御代田町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

専決理由につきましては、先ほど町長の提案説明の中でしたが、歳入につきましては、各種補助金・交付金の確定、歳出につきましては、補助金の確定による調整及び事業の確定による減額が主なものでございます。

19年3月31日に専決をさせていただきました。

それでは予算の内容についてご説明をしたいと思いますので、予算書の1ページをお開きください。

平成18年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

ご説明を申し上げます前に、ご報告をしておきたいことがあります。

先の議会運営委員会におきまして、朝倉議員からご指摘がありました件ですけれども、いま申し上げました予算書の1ページの最初の行のところに、「御代田町」の後に「の」が入っておりますけれども、この「の」が入っているものと入っていないものがあるということでございますけれども、これにつきましては、地方自治法の施行規則により「の」を入れるということになっておりますので、今後「の」を入れるということで統一を図りたいと思いますので、よろしくご理解をお願いをしたいと思います。

それでは、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ6,689万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ48億3,077万9,000円といたします。

2ページをお願いいたします。

歳入についてご説明をいたします。

款1、町税。項1、町民税。既定額から492万8,000円を減額いたしまして、5億8,831万9,000円です。この減額理由につきましては、修正申告分と減収による減額でございます。

2、固定資産税。既定額に1,300万円を増額いたしまして、11億4,250万8,000円です。これは、徴収率の向上によるものでございます。

7、入湯税。既定額から6万7,000円を減額いたしまして、33万5,000円です。これは、入浴者の減少によるものです。

続きまして款2、地方譲与税。項1、所得譲与税。既定額に3,000円を増額いたしまして、1億1,785万7,000円です。これは税の確定によるものでございます。

2、自動車重量譲与税。既定額から93万3,000円を減額いたしまして、6,305万6,000円です。税の確定によるものでございます。

3、地方道路譲与税。既定額から294万円を減額いたしまして、2,169万8,000円です。これも税の確定によるものでございます。

続きまして款3、利子割交付金。項1、利子割交付金。既定額に5万7,000円を増額いたしまして、521万6,000円です。交付金の確定によるものでございます。

款4、配当割交付金。項1、配当割交付金。既定額に323万2,000円を増額いたしまして、487万9,000円です。これにつきましても、交付金の確定によるものでございます。

款5、株式等譲渡所得割交付金。項1、株式等譲渡所得割交付金。既定額に183万1,000円を増額いたしまして、375万6,000円です。これにつきましても、交付金の確定によるものでございます。

款7、ゴルフ場利用税交付金。項1、ゴルフ場利用税交付金。既定額に206万7,000円を増額いたしまして、2,121万4,000円です。

これにつきましても、交付金の確定によるものでございます。

款8、自動車取得税交付金。項1、自動車取得税交付金。既定額に126万1,000円を増額いたしまして、3,661万円です。これにつきましても、交付金の確定によるものでございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。既定額に4,859万円を増額いたしまして、11億304万円です。これにつきましては、特別交付税4,859万円の増額分でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

款 1 1、交通安全対策特別交付金。項 1、交通安全対策特別交付金。既定額に 2 7 万 6, 0 0 0 円を増額いたしまして、2 3 1 万 7, 0 0 0 円です。交付金の確定によるものでございます。

款 1 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額から 1 1 5 万 2, 0 0 0 円を減額いたしまして、1, 3 1 7 万 8, 0 0 0 円です。これにつきましては、廃棄物処理施設共同事業の負担金の減によるものでございます。

続きまして款 1 3、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額に 9 6 万 7, 0 0 0 円を増額いたしまして、1 億 5, 9 7 3 万 4, 0 0 0 円です。これにつきましては、保育料の滞納繰越分の 8 0 万円の増が主なものでございます。

2 項、手数料。既定額から 6 8 万 6, 0 0 0 円を減額いたしまして、1, 0 5 9 万 8, 0 0 0 円です。これにつきましては、戸籍住民登録手数料、6 8 万 6, 0 0 0 円の減が主なものでございます。

続きまして、款 1 4、国庫支出金。1 項、国庫負担金。既定額から 3 9 6 万 9, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 億 5 8 5 万円です。これは障害者自立支援給付費の減等によるものでございます。

2 項、国庫補助金。既定額に 2 2 8 万 9, 0 0 0 円を増額いたしまして、9 9 6 万 3, 0 0 0 円です。これは障害者自立支援給付金の増等によるものでございます。

3 項、委託金。既定額から 9 9 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、5 4 9 万 3, 0 0 0 円です。これは国民年金の事務費の減によるものでございます。

款 1 5、県支出金。項 1、県負担金。既定額から 5 4 9 万 2, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 億 2 6 4 万 6, 0 0 0 円です。

これにつきましては、障害者自立支援給付金の減額によるものが主なものでございます。

2 項、県補助金。既定額から 3 0 3 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、7, 2 5 4 万 8, 0 0 0 円です。この主なものは、乳幼児医療費の減額によるものでございます。

1 6 款、財産収入。1 項、財産運用収入。既定額に 5 5 7 万 4, 0 0 0 円を増額いたしまして、9 9 6 万 8, 0 0 0 円です。これにつきましては、財政調整基金はじめ基金の運用収入でございます。

2 項、財産売却収入。既定額に 2 6 4 万 2, 0 0 0 円を増額いたしまして、6 3 1 万 6, 0 0 0 円です。これにつきましては、法定外公共物、赤線、青線が国有地から

すべて御代田町所有になりました。この不用地や、それから専用地を売却をして得た収入でございます。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。既定額に 39 万 2,000 円を増額いたしまして、745 万 8,000 円です。これは介護保険特別会計からの繰入でございます。

20 款、諸収入。項 1、延滞金及び加算金。既定額に 500 万円を増額いたしまして、817 万 9,000 円です。これは町税の延滞金でございます。

2 項、町預金利子。既定額に 56 万 1,000 円を増額いたしまして、161 万 1,000 円です。これは歳計現金の預金利子でございます。

4 項、雑入。既定額に 335 万 1,000 円を増額いたしまして、6,029 万 7,000 円です。これにつきましては、平和台の町営住宅の火災による共済金 335 万 9,000 円が主なものでございます。

次に 5 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 266 万 3,000 円を増額いたしまして、4 億 7,572 万 5,000 円です。これにつきましては、基金等の積立金でございます。

3 項、戸籍住民基本台帳費。既定額から 242 万 4,000 円を減額いたしまして、3,466 万 9,000 円です。これにつきましては、戸籍電算化委託料の減によるものでございます。

4 項、選挙費。既定額から 94 万 2,000 円を減額いたしまして、1,491 万 8,000 円です。これにつきましては、御代田町長選挙経費の額の確定によるものでございます。

5 項、統計調査費。既定額に 1,000 円を増額いたしまして、66 万 1,000 円です。統計調査費の増によるものでございます。

款 2、民生費。項 1、社会福祉費。既定額から 1,267 万 8,000 円を減額いたしまして、6 億 2,605 万 1,000 円です。この主なものにつきましては、障害者自立支援給付費、老人保健特別会計繰出金の増額によるものでございます。

項 2、児童福祉費。既定額から 501 万 2,000 円を減額いたしまして、4 億 765 万円です。これにつきましては、乳幼児医療費の減額によるものでございます。

4 款、衛生費。保健衛生費。既定額から 4 5 4 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 億 1, 8 9 9 万 8, 0 0 0 円です。この主な理由は、合併処理浄化槽の設置補助金の減によるものでございます。

項 2、清掃費。既定額から 2, 0 1 5 万 2, 0 0 0 円を減額いたしまして、2 億 4, 8 4 4 万 4, 0 0 0 円です。主な理由といたしまして、一般廃棄物の処理委託料の減によるものでございます。

款 6、農林水産費。項 1、農業費。これにつきましては予算の組みかえによるものでございます。

項 2、林業費。これにつきましては、一般財源から特定財源への財源変更でございます。

項 3、農地費。既定額から 1 0 3 万 9, 0 0 0 円を減額いたしまして、9, 7 6 9 万円です。これにつきましては、農集排への繰出金の減額によるものでございます。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。既定額から 6 5 0 万円を減額いたしまして、2, 4 7 4 万 8, 0 0 0 円です。これにつきましては、住宅新築資金特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

項 4、都市計画費。既定額から 5 1 3 万 3, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 億 2, 1 0 2 万 7, 0 0 0 円です。これにつきましては、下水道会計への繰出金の減額によるものでございます。

款 9、消防費。項 1、消防費。既定額から 7 3 万 5, 0 0 0 円を減額いたしまして、2 億 3, 2 2 4 万 4, 0 0 0 円です。これにつきましては、一般修繕料の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。これにつきましては、特定財源と一般財源の財源変更によるものでございます。

項 2、小学校費。これにつきましても、特定財源と一般財源の財源変更によるものでございます。

項 3、中学校費。既定額に 2 9 0 万円を増額いたしまして、1 億 7, 4 1 1 万 3, 0 0 0 円です。これにつきましては、中学校建替え基金の増によるものでございます。

項 4、社会教育費。既定額から 8 8 万 7, 0 0 0 円を減額いたしまして、1 億

642万円です。これにつきましては、印刷製本費の減によるものでございます。

項5、保健体育費。既定額から186万2,000円を減額いたしまして、4,371万6,000円です。これにつきましては、体育施設の維持管理経費の減によるものでございます。

款14、予備費。歳入歳出調整をいたしまして、増えたものを予備費で調整をしています。既定額に1億2,332万9,000円を増額しまして、計4億4,242万3,000円です。

歳入、歳出、それぞれ6,689万2,000円を増額いたしまして、計48億3,077万9,000円です。

以上でございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

朝倉謙一君。

（9番 朝倉謙一君 登壇）

○9番（朝倉謙一君） 9番、朝倉でございます。

29ページをお願いいたします。

衛生費の中で、010452の廃棄物処理施設共同事業経費ということで98万6,000円が減額になっております。この件に関して、町長にちょっとお聞きしたいんですが、御代田町、小諸市、軽井沢町の3市町で進めているこの焼却施設建設における共同事業の必要性を、町長はどのように考えているのか、それともう1点、小諸の広報、広報『こもろ』の6月号で、町長は苗畑跡地での建設を見直したいとの意見が出され、苗畑跡に代わる適地選定を、御代田町内で進めていくとの考えが示されましたということで、広報『こもろ』で出たということなんですが、多分これは4月3日の話し合いのことが出されたんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、町長就任後、その後、どのような要するに形を3市町でとってきたのか、とりあえずその2点、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 経費の98万6,000円の減でございますが、これに

つきましては、3市町共同事業といたしまして、18年度で取り組んできた主にソフト系の事業、検討委員会の報酬の問題、あるいはこの事業を進めていくうえでの臨時事務それから旅費、それから事務に必要な消耗品等の精算でございます。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） いま、朝倉議員からお尋ねの件ですけれども、3市町での協議というのは、そのいまお話しいただいたそれ以降は3市町における協議というものはしておりません。したがって、3市町の協議の結論としては、これまでの経緯からいって御代田町で適地を探してほしいということで、了解をしております。

これについて、どのような作業をしているかということについて申し上げますと、その後、当面、塩野区の皆さまのご了解と申しますか、説明をする必要がありますので、それを塩野区長から文書で出してほしいという要請があり、こちらといたしまして、できる限りの文書にしてお届けしたわけですけれども、内容的にまだだめだということがありまして、それでその後、活性化委員会の皆さまとちょっと意見の隔たりがあったので、協議をさせていただきました。それで塩野区の皆さまの考え方ということも大分私どももわかってまいりましたので、それに基づいて協議をして、町として日付は2、3日前だと思っておりますけれども、塩野区長あてに文書をお届けしております。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） ま、塩野の活性化委員会の人たち、それから区長さんと話し合いを持たれたということですので、ま、それはいいんですが、小諸市、軽井沢の方から、町長、10月までに、先ほど、要は町長がほかを見直すという形で3月議会で答弁されていましたが、そのほかの候補地を、選定地を探すというのを10月までに結論を出すということ、小諸市、軽井沢の方に、そういうふうに言ったというふうにお聞きしているんですが、それは本当でしょうか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） はい、お答えいたします。

この件につきましては、小諸市長の方から、できれば半年ぐらい、また長くても1年ぐらいの間には結論を出してほしいという要請は受けました。しかし、協議の中では、いつまでに結論を出すということについては、一切申し上げておりません。

以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 10月までという期限は区切っていないということによろしいですね。

では最後に、3月議会で町内でそういう候補地を探す検討委員会みたいなものをつくるということを、町長、答弁で述べておりましたけれども、そこら辺はどのような、そういう検討委員会を庁内で設けたのかどうか、そこら辺、ちょっと課長に聞きたいのですが。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） 庁内での検討委員会、これにつきましては、先ほど町長申しあげましたように、まず地元区の多大なご協力をいただいた皆さまにご理解いただいた後に検討委員会なるものを設けていきたいということで、まだ設けてございません。

○9番（朝倉謙一君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

今後の参考のためにお聞きをいたしたいと思います。

まず、最初に、17ページ、先ほど企画財政課長の説明で、財産収入の財産運用収入の中で、各基金からの利子が主な増額ということでございましたが、その中に、町有地貸付料17万9,000円の増額、専決補正でございますので、新たに発生をしたのかどうなのか1点、お聞きをしたいと思います。

それから、最後の6ページでも結構でございますし、36ページでも結構でございます。専決補正、予備費に4億4,242万3,000円の予備費を組みました。19年度当初予算で繰越金から2億円の繰入を見込んでございますので、それを差し引くと、2億4,000万円ほどの専決で繰越が出ようかと思いますが、これを決算を打つと、不用額等が生じてくると思います。18年度で最後の予備費といたしますか、19年度へ繰越として回るお金がおよそどのくらいあるか、お願いをいたします。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 第1点目ですけれども、ちょっと申しわけございませんけれども、町有地の貸付料につきまして、ちょっといま資料を持っておりませんので、後でご報告を申し上げたいと思います。

それから2点目のご質問ですけれども、決算をやるとどのくらいお金が余るのかということでございますけれども、まだ正確な決算はできておりませんが、いまのところ、目算で約5億円くらいというふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） その5億円というのは、19年度当初予算2億円の繰入まで含めてですよね。

○議長（土屋 実君） 内堀課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

含めてということでございます。はい。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きしたいと思います。

23ページでありますけれども、先ほどから23ページの民生費、社会福祉費がありますが、先ほどから障害者自立支援の給付費355万円ほどの減額というような説明がありました。この減額の理由について、ちょっとお聞きしたいのと、それから29ページであります。29ページ、塵芥処理費の説明の方でいきますと、一般廃棄物処理委託料が1,228万8,000円と、かなり大きな額が減額となっておりますので、この理由と、それからその一般廃棄物の量の推移ですね、その点についてお聞きしたいのと、それから、これ学校PTAが主に多くやられているその上の部分にあります、同じく塵芥処理費なんですけど、集団資源回収事業報償金ということで、109万5,000円の減額になっているわけですが、これは小中学校P

T A、それから他の団体でのボランティアによる資源回収に町が1 kg当たり8円の補助を出して、できるだけボランティアで回収していただいているということなんですけれども、ちょっとかなり大きな減額という中で、その理由をお聞きしたいなと。量が減っているのかなという思いもありますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

355万円の減額の理由であります、これは増減による差額でありまして、身体療護施設入所で509万9,000円、それから知的デイサービスで132万5,000円、それから知的グループホームで49万3,000円の増であります。合計で691万7,000円の増であります。

減であります、障害児者ホームヘルプサービスで511万8,000円、それから児童デイサービスで173万4,000円、身体障害者デイサービスで133万5,000円、身体障害者厚生施設入所者で88万8,000円、障害児者ショートステイで38万7,000円、知的障害者厚生施設入所で50万6,000円、それから知的障害者厚生施設通所で49万9,000円がそれぞれのマイナスになっておりまして、合計で1,046万円の減となっております。

その差し引いた分が今回の355万円の減というものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えしてまいりたいと思います。

一般廃棄物の処理委託料1,228万8,000円の大幅な減でございますが、一般廃棄物の量の推移とあわせてお答えいたします。

一般廃棄物の処理委託料につきましては、イーステージに委託しております。可燃ごみの処理費でございますが、補正前の予算では前年、前々年の実績から、前年度実績の2%増を見込んで行ってまいりました。18年度の実績でも、予算費では約14%、処理量で約225トンの減が出てしまったということで、こういった減額の理由でございますが、可燃ごみの量の推移につきまして、16年度から17年

度へと、3.5%ほど増加しておりました。18年度でも増加を危惧しておりましたけれども、まずそれまで事業系の生ごみは焼却処理をしていたということで、資源化を図るために建設を進めてまいりました浅麓汚泥再生処理センターでの堆肥化処理を18年7月より切りかえたことによりまして、事業系で前年比18%の減。

それからまた、家庭から出された可燃ごみにつきましても、前年比6%減少した結果でございます。

それから集団資源回収事業費の大幅な、109万5,000円、事業推進のため、PTAへの周知方法はどのように行ってきたのかということだと思っておりますが、集団資源回収事業報償の18年度実績は、前年比1.4%の減、216トンでした。資源ごみの総量も減少している中で、集団回収では16年には254トン、17年には222トンの実績でございましたが、予算に際しましては、近年でももっとも回収量の多かった年の団体数や回収量をもとに措置しておりまして、団体数や回収量の減少に伴い、109万5,000円の減になったものと解しております。

集団資源回収は、社会的に有意義で、参加者に対して教育的で、自主的財源確保にもなる活動としてPTAなどが当初実施したものでございます。しかし、回収資源物の価格が下がり、集団資源回収、経済的理由で困難になったこともありまして、こうした自主的活動を財政的に支援するために、報償事業を実施したものでございます。

活動における報償金の多寡で、集団資源回収を評価することではありません。この活動を通して、親子で環境学習に取り組んでいただくことが大事なことでと考えております。この報償事業の実施にあたっては、事前に登録が必要でございますけれども、PTAの役員や先生とも打ち合わせをさせていただいております。その際、資源ごみのリサイクル等について、取り組みの説明をさせていただいております。

活動にあたりましては、回収団体自ら回覧等により地区の協力をもって実施されているものでございまして、町が支援事業として、支援事業という性格上、収集量の拡大を目指して活動団体に加わって交付するものではなく、自主性を損なうことにならないよう、やっているものでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ちょっと先ほどの自立支援給付費の355万円というのは、総体的な中での減額だというお話でありましたけど、ちょっと1つやはり危惧したの

が、自立支援法が施行されて、応益で1割負担になったところでやはり利用減になっているのかなという思いもあったので、ちょっとお聞きしたわけですが、やはりデイサービスなどは減額になっているというお話でしたので、やはりそういう部分はあるということでしょうか。

まずそれが1点なんですけれども、一般廃棄物のあれに関しては、汚泥再生処理センターの方の稼動に伴っての減もあるし、可燃ごみ、雑古紙とかの回収が始まったりする中でやはり可燃物が減ってきているのかな、効果が出ているのかなという気もしました。

資源回収のPTAの周知、自主性を損なわないという点ではありますけれども、やはり町がこれだけ、1kgに対して8円の補助をして、是非これを推進していただきたいということは、是非学校側との、PTAの役員会議とかのところでの広報を是非町としてもやや積極的に、いまもやっているというふうにおっしゃいますけれども、やはりちょっと積極的に行って行っていただいて、やはりその回収量を上げていく、それから何のためにこういうことをやって、町がこれに対して補助しているということを、やはり教育していくということも大きなそのごみの減量といいですか、回収につながるのではないかなというふうに、で、ちょっとお聞きしたわけなんですけれども、是非その周知方法もやっていただきたいと思いますが。

先ほどの、じゃあデイサービス……。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

一番大きな原因は、児童デイサービスの関係であります。当初予算で19名の予算措置をしたわけですが、実際に利用した方が12名と。約7名の減という形になっておりまして、これが一番大きな原因かなというふうに思っております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） その、だから、聞きたいのは、その19名が12名になったというのは、やはりその自立支援法での1割負担というのがきいているかなというふうには担当課としては感じてはいるのでしょうか。

○議長（土屋 実君） 南沢課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

いま、昨年の４月から自立支援法が変わりまして、１割負担、それから１０月から町の支援事業であります地域支援事業が始まったわけではありますが、１８年に限っては、その影響がいま出てきているかな、出始めてはいると思うんですが、顕著なあれは出てきていないというふうに思っています。

なぜかと言いますと、それに対していまの利用者の方からこれといった苦情とかいろいろな問題が当局の方へは寄せられていないという状況であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○７番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４７号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第４７号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前１１時１９分）

（休憩）

（午前１１時２９分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

企画財政課長から、答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 先ほど、武井議員さんから町有地の貸付料についてご質問がありました。その件についてお答えを申し上げます。

当初予算で町有地の、長期のものにつきましては、計上をしてあります。

ただし、短期で資材置場とか土場に使いたいというようなケースの場合につきましては、予算計上がしてありませんので、そういうものにつきまして今回予算計上をさせていただきました。以上です。

- - - 日程第 8 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 8 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の 15、16 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について。

16 ページをご覧くださいと思います。

平成 18 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、19 年 3 月 31 日専決しましたので、ご報告いたします。

本来でありますと、住宅新築資金特別会計は、貸付金の元利収入によりまして、公債費の返還でありますから、専決というのではないわけですが、今年 2 月下旬に 2 名の者から繰上償還があったために、3 月補正に間に合わないために専決するものでございます。

では、予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 18 年度、これ、まことに済みませんが、先ほど企画財政課長の方から説明がありましたが、御代田町の次に「の」を入れていただきたいと思います。

平成 18 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

平成19年3月31日専決。

2ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から650万円減額しまして、444万5,000円。

款3、諸収入。項1、貸付金元利収入。650万円を補正、増額しまして、計1,718万8,000円でございます。

歳入合計、繰出、繰入、相殺しまして0でございます。

次に3ページをご覧願いたいと思います。

公債費でございますが、財源変更で補正額0でございます。

以上であります。よろしくご承認されますようお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、議案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第9 議案第49号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第9 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 17ページをお願いします。

議案第49号 専決処分事項の報告についてであります。

18ページをお願いします。

19年3月31日専決しました平成18年度御代田町国民健康保険条例特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成18年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる、ということで、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ774万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ12億8,633万6,000円とする、というものであります。

2ページの歳入をお願いします。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税であります。既定額に735万7,000円の増額をしまして、4億5,229万円あります。これは額の確定によるものであります。一般被保険者分で660万9,000円の減、介護納付金の現年度分で183万円の減、滞納分で658万円の増であります。介護滞納分で152万8,000円の増であります。退職者分で現年で791万1,000円の増、それから介護現年で42万7,000円の減、滞納分で17万7,000円の増というようになっております。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料であります。既定額に8万8,000円の増額をお願いしまして、合計28万8,000円とするものであります。

これは督促手数料の確定によるものであります。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に183万2,000円を増額をお願いしまして、合計8,169万円とするものであります。これは普通特別調整交付金の確定による増額であります。

款4、県支出金。項2、県補助金。既定額に302万9,000円を増額をお願い

いしまして、合計5,577万円とするものであります。内訳であります、県財政調整交付金で225万2,000円の減、県特別調整交付金で528万1,000円の増というものであります。

款5、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。既定額に1,761万7,000円の減額をしまして、1億6,350万円とするものであります。これは退職者医療給付費交付金の確定によるものであります。

款6、共同事業費であります、項1、共同事業交付金でありまして、375万4,000円の減額で、合計8,028万6,000円であります。これは高額医療費共同事業交付金の確定による増分で201万1,000円、それから保健財政共同安定化交付金の確定による減で576万5,000円であります。

款10、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料であります、既定額に89万9,000円をお願いしまして、合計190万円であります。これは延滞金の額の確定によるものであります。

項2、雑入。既定額に14万3,000円の増額で、合計44万6,000円あります。これは第三者納付金の確定による増額分であります。

項3、貸付金元利収入であります、既定額に72万円の減額をしまして、0とするものであります。これにつきましては、出産費の貸付金で該当者がいなかったためということで、当初30万円の80%で3件分を予算化したわけですが、これに該当する人がいなかったという形で、全額を減額させていただいたということであります。

合計で既定額に774万9,000円の増額をしまして、合計12億8,633万6,000円とするものであります。

3ページをお願いします。

歳出であります、款1、総務費。項2、徴税費であります、既定額に56万7,000円の減額で、合計430万6,000円とするものであります。これは戸籍電算化の入札差金であります。

款2、保険給付費。項1、療養諸費であります、既定額に2,236万5,000円の減額であります。これは一般退職者療養給付費の減によるものであります。

項2、高額療養費。既定額に177万6,000円の減額で、合計7,198万2,000円とするものであります。これは一般分の高額療養費の減によるもので

あります。

項 3、出産育児一時金であります。既定額に 2 6 0 万円の減額で、1, 2 4 0 万円であります。これは出産費の減によるものであります。

それから款 3、老人保健拠出金、款 4、介護納付金、それから款 5、共同事業拠出金、款 6、保健事業費につきましては、それぞれ財源変更によるものであります。

款 1 0、予備費であります。既定額に 3, 5 0 5 万 7, 0 0 0 円を増額しまして、合計 9, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

歳出合計であります。既定額に 7 7 4 万 9, 0 0 0 円の増をお願いしまして、合計 1 2 億 8, 6 3 3 万 6, 0 0 0 円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子君。

（ 7 番 市村千恵子君 登壇 ）

○ 7 番（市村千恵子君） 7 番、市村千恵子です。

1 点お聞きしたいと思います。

ただいまのその国保、18 年度の補正でありますけれども、予備費、3, 5 0 0 万円ほどの増額ということで、計 9, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円というような予備費ができていますけれども、まだこれは決算になっておりませんが、今年度 18 年度の見通しといいますか、見込み、1 億円くらいもあるかなという見通しが前に示されたことがあるんですけれども、その見通しという点と、それから基金の残高、現在の基金残高はどのくらいなのか、その点について。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

18 年度につきましては、2 0 万円の積み立てを行いまして、基金残高であります。合計 4, 6 5 7 万円となっております。

今回の専決に、予備費に 3, 5 0 5 万 7, 0 0 0 円を補正して、合計 9, 2 8 8 万 2, 0 0 0 円としたところであります。19 年度は、基金、いまの繰越金、ちょっとこれより繰越額が上がるかなとは思いますが、これを見込んで合わせますと、合計 1 億 4, 0 0 0 万円くらいになるということになります。

しかし、国で指導しておりますが、基金というものは、国保会計の偶発的な変動に対応するためという形の中で、過去3カ年分の給付費の25%ぐらいを基金として持ちなさいよということが国の指導になっております。これを当町で当てはめますと、約1億6,000万円ぐらいの基金を持っていることによって、健全な運営に資するかなというふうに考えております。

しかし、町長の公約であります国保税の引き下げということでありまして、これにつきましては、19年度はちょっといま対応ができない、対応させていただくのは、来年の20年度から対応していきたいというふうに思っておりますけれども、どのくらい国保税を引き下げたらいいのか、また、給付費の変動、本年の景気動向にもよりますけれども、ちょっとどのくらいの部分、基金から入れたらいいのかというのはわかりません。なぜかといいますと、私、当初で説明、昨年ですか説明したんですが、昨年の農業所得が、いままで20億円だったものが、28億円に増額になったという形の中で、そうすれば当然、国保へも影響してくるかなというふうに思ったんですけれども、今年度の税額を見ますと、それほどの影響は出て来なかったという状況の中で、今年の景気動向をあわせて見ていかなければ対応ができないかなというふうに思っております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第10 議案第50号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第10 議案第50号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） ご説明申し上げます。

19ページをお願いします。

議案第50号 専決処分事項の報告についてであります。

20ページであります。19年3月31日に専決しました平成18年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成18年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,199万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億1,671万3,000円とする、というものであります。

2ページをお願いします。

款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金であります。既定額に841万3,000円の減額をしまして、合計4億8,319万2,000円とするものであります。これにつきましては、医療費交付金で815万8,000円。審査支払手数料交付金で25万5,000円の減というものであります。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に1,725万7,000円の減額であります。合計で2億7,121万6,000円。これは負担金額の確定による減であります。

款3、県支出金。項1、県支出金。既定額に62万9,000円の減額でありまして、合計6,937万1,000円。これは負担金額の確定による減であります。

款４、繰入金。項１、一般会計繰入金。既定額に１，４３０万１，０００円の増であります。合計８，５４３万５，０００円。これにつきましては、国・県交付金負担金の減により、一般会計から繰入をしていただくというものであります。

歳入合計であります。既定額に１，１９９万８，０００円の減額で、合計９億１，６７１万３，０００円であります。

３ページをお願いします。

歳出であります。款２、医療諸費。項１、医療諸費。既定額に１，１９９万８，０００円の減額であります。合計で９億４１６万円。これにつきましては、医療給付費が下がったことによる減であります。

歳出合計であります。既定額に１，１９９万８，０００円の減で、合計９億１，６７１万３，０００円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第５０号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第５０号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第１１ 議案第５１号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第１１ 議案第５１号 専決処分事項の報告についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 21ページをお願いします。

議案第51号 専決処分事項の報告についてであります。

22ページであります。19年3月31日専決しました平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成18年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,548万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億5,449万2,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

歳入であります。款1、保険料。項1、介護保険料。既定額に70万1,000円の増額で、合計1億4,842万1,000円であります。これにつきましては、特別徴収分で335万円の増、それから当初見込みで2,300人に対してこれは270人が増となったためであります。普通徴収分で264万9,000円の減であります。これは当初見込み435人に対して182人の減となったためであります。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に72万1,000円の減で、合計40万3,000円あります。これは介護予防利用者の減によるものであります。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に255万4,000円の減額で、1億4,354万5,000円あります。これは給付費確定による減であります。

項2、国庫補助金であります。既定額に365万3,000円の増額で、合計6,100万7,000円あります。これにつきましては、調整交付金の確定によるものでありまして、6.4%だったものが6.77%に増額になったという形の中で、266万8,000円が増になっております。それから介護予防事業の確定によって、63万8,000円のこれが減になっております。包括的支援事業の確定によりまして、41万円の増、それから事務費交付金であります。システム改修

費の確定によりまして、121万3,000円の増となっております。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額に1,324万1,000円を減額して、合計2億4,208万円であります。内訳であります。介護給付費で1,310万円の減、給付費の確定による地域支援事業で14万1,000円の減というふうになっております。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額に506万2,000円の減額であります。1億1,308万4,000円あります。これにつきましては、介護給付費交付金で、給付費の確定による減であります。

款3、県補助金。既定額に35万円の減であります。合計176万6,000円あります。これは介護予防事業費の確定による減であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に799万9,000円の減額をしまして、1億2,757万6,000円とするものであります。これは給付費、それからシステム改修費、一般会計繰入金、介護認定負担金の額の確定によりまして764万9,000円の減、それから介護予防事業の確定によりまして34万4,000円の減、包括的支援事業の確定によりまして6,000円の減であります。

款10、諸収入。項2、サービス収入。既定額に8万4,000円の増額をしまして、177万2,000円あります。この内訳であります。居宅介護予防サービス計画の確定によりまして、8万4,000円の減となっております。

歳入合計であります。既定額に2,548万9,000円の減額をしまして、合計8億5,449万2,000円とするものであります。

3ページをお願いします。歳出であります。

款1、総務費。項1、総務費。既定額に102万5,000円の減額であります。合計1,765万6,000円。これにつきましては、システム改修費の入札差金が23万円、それから主治医意見書件数の減で30万円、それから佐久広域の負担金であります。この減が49万5,000円あります。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。既定額に2,275万8,000円の減で、合計7億9,030万6,000円あります。内容であります。居宅サービス給付費でありまして、これが966万円の減、それから施設サービス給付費で1,309万8,000円の減となっております。

款4、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。既定額に218万8,000円

の減であります。これは特定高齢者の運動器の機能向上、栄養改善、口腔器向上の減によるものであります。

項 2、包括的支援事業・任意事業であります。既定額に 1 万 2,000 円の減で、合計 501 万 3,000 円であります。これは消耗品費等の減であります。

款 6、諸支出金。項 2、繰出金。既定額に 39 万 2,000 円の増であります。合計で 177 万 2,000 円あります。これは一般会計への繰出金で、予防サービス計画収入の確定によるものであります。

8 款、予備費。項 1、予備費であります。10 万 2,000 円あります。

歳出合計、既定額に 2,548 万 9,000 円を減額しまして、合計 8 億 5,449 万 2,000 円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 51 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 51 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため休憩いたします。

午後は 1 時 30 分より再開いたします。

（午前 11 時 58 分）

（休憩）

(午後 1時30分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第12 議案第52号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第12 議案第52号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の23、24をお願いしたいと思います。

議案第52号 専決処分事項の報告につきまして、平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、平成19年3月31日専決させていただきます。

予算書1ページをお願いしたいと思います。

この補正予算(第4号)は、事業の確定によるところで、歳入、歳出、それぞれ236万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億3,821万4,000円とするものでございます。

2ページの歳入をお願いしたいと思います。

款1の使用料及び手数料、使用料でございますが、410万7,000円の減額でございます。これは使用水量の減に伴うものでございます。

款2の分担金及び負担金の負担金でございますが、174万6,000円の増額補正をお願いしたものでございます。これは工事の確定、あるいは新規加入金の増ということで、新規加入につきましては、西軽井沢にあります西軽井沢リゾート、マンション等が多く占めてございます。

合計、既定額に236万1,000円を減額いたしまして1億3,821万4,000円としたものでございます。

3ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。

款1の経営管理費。項2の施設管理費でございますが、これは財源変更でございます。

款3、繰出金。項1の他会計繰出金。既定額から118万8,000円を減ずる

ものでございます。

これは小沼簡易水道への共通経費の確定による減でございます。

款5の予備費。項1の予備費でございますが、既定額から117万3,000円を減ずるもので、歳入、歳出の調整でございます。

合計で、既定額に対して236万1,000円を減じ、1億3,821万4,000円としたものでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第52号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第13 議案第53号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第13 議案第53号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書25、26ページをお願いいたします。

議案第53号 専決処分事項の報告につきまして説明申し上げます。

平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、平成19年3月31日専決をお願いしたものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

この補正予算(第4号)につきましては、やはり事業の確定によるものでございます。

歳入、歳出、それぞれ420万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億1,883万3,000円としたものでございます。

予算書2ページの歳入でございますが、款1の使用料及び手数料の使用料でございますが、既定額から286万4,000円を減ずるもので、これは使用水量の減でございます。

款2の分担金及び負担金の項1の負担金でございますが、既定額から15万7,000円を減ずるものでございます。これは、工事及び加入金の確定によったものでございます。

款4の繰入金でございますが、既定額から118万7,000円を減じたもので、これは御代田簡易水道より共通経費の確定による減でございます。既定額から420万8,000円を減じ、1億1,883万3,000円としたものです。

次ページの歳出でございますが、款1の経営管理費、項1の総務費でございますが、既定額から146万5,000円を減じたもので、これは施設暖房費等の不用減という形になります。

項2の施設管理費でございますが、既定額から78万5,000円を減じたものでございます。これは施設修繕料の減に伴うものでございます。

款2、建設改良費。項1の建設改良事務費でございますが、これは財源変更でございます。

款5の予備費。項1の予備費。既定額から195万8,000円を減じ、歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

合計で、既定額から420万8,000円を減じ、1億1,883万3,000円とさせていただいたものです。以上でございます。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第53号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第14 議案第54号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第14 議案第54号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書27、28ページをお願いしたいと思います。

議案第54号 専決処分事項の報告につきまして、平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてですが、平成19年3月31日専決をお願いしたものでございます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

この補正予算(第4号)につきましては、やはり事業確定によるものでございます。

歳入、歳出、それぞれ740万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ10億6,006万7,000円とするものでございます。

予算書 2 ページの歳入でございますが、款 1、分担金及び負担金。項 1 の負担金でございます。既定額に 6 0 4 万 7, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、受益者負担金、分担金の一括納入者、あるいは中途賦課者の増加によるものの増でございます。

款 2 の使用料及び手数料。項 1 の使用料でございますが、既定額から 8 4 1 万 8, 0 0 0 円を減ずるものでございます。これは有収水量の減少によるものでございます。

項 2 の手数料。既定額に 2 9 万 2, 0 0 0 円を増額するものでございます。これにつきましては、指定店あるいは技術者登録の増のものでございます。

款 3 の国庫支出金。項 1 の国庫補助金。既定額に 2 9 万 9, 0 0 0 円を増額したものでございます。これは事業の確定によるものでございます。

款 4 の、繰入金。項 1 の他会計繰入金。既定額から 5 3 3 万 3, 0 0 0 円を減じたもので、これは事業確定によりまして、一般会計からの繰入を減じたものでございます。

款 6 の諸収入。項 1 の延滞金及び過料。既定額に 1 4 万 3, 0 0 0 円を増額したもので、これは延滞金でございます。

款 7 の町債。項 1 の町債。既定額から 5 0 万円を減じたもので、事業確定による町債の減でございます。

歳入合計でございますが、既定額から 7 4 7 万円を減じ、1 0 億 6, 0 0 6 万 7, 0 0 0 円としたものです。

次ページの歳出をお願いしたいと思っておりますが、款 1 の土木費。項 1 の都市計画費。既定額から 5 3 5 万 6, 0 0 0 円を減じたものです。主には処理場の修繕料の入札差金による減、あるいは受益者負担金の全納報償金の不用額ということでございます。

款 2 の公債費。項 1 の公債費。既定額から 2 0 万円を減じたものでございます。一時借入金の利子の不用減でございます。

款 3 の予備費。項 1 の予備費。既定額から 1 9 1 万 4, 0 0 0 円を減じたものでございまして、不用減ということで落とさせていただいたものでございます。

歳出合計、既定額から 7 4 7 万円を減じ、1 0 億 6, 0 0 6 万 7, 0 0 0 円とさせていただいたものです。

次の 4 ページ、第 2 表地方債補正でございますが、変更前に対しまして公共下水

道事業は3億2,000万円に對しまして3億1,950万円、資本費平準化は同じ、合計で3億5,700万円に對して3億5,650万円としたもので、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に對する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よつて、議案第54号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第15 議案第55号 専決処分事項の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第15 議案第55号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の29、30をお願いしたいと思ひます。

議案第55号 専決処分事項の報告につきまして、平成18年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、平成19年3月31日専決をお願いしたものでございます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

この補正予算(第2号)につきましては、やはり事業確定によるものでございまして、歳入、歳出、それぞれ156万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ3,272万9,000円とするものでございます。

予算書2ページ、歳入でございますが、款1、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額から44万円を減じたものでございます。これは有収水量の減でございます。

款2の繰入金。項1の他会計繰入金。既定額から112万9,000円を減じているものでございます。これは事業確定によりまして、一般会計からの繰入を減じたものでございます。

合計、既定額から156万9,000円を減じ、3,272万9,000円としたものでございます。

次ページの3ページ、歳出でございますが、款1の農林水産業費。項1の農地費。既定額から71万9,000円を減じたものです。これは処理場、それからマンホールポンプの維持管理業務委託のもの、それから緊急出動の減少、それから溝渠柵の設置工事の新設がなかったということの減によるものでございます。

款3の予備費。項1の予備費。85万円は不用減として0としたものでございます。

合計、既定額から156万9,000円を減じ、3,272万9,000円としたものでございます。以上でございます。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第55号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第16 議案第56号 専決処分事項の報告について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第16 議案第56号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の31、32ページをお願いいたします。

議案第56号 専決処分事項の報告につきまして、ご説明申し上げます。

平成18年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、平成19年3月31日専決をさせていただきました。

予算書1ページをお願いしたいと思います。

この補正予算につきましては、第1号は事業確定によるもので、初めてさせていただきますものですが、歳入、歳出、それぞれ90万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,034万9,000円としたものでございます。

2ページの歳入をお願いしたいと思います。款3の繰入金。項1の他会計繰入金。既定額から98万3,000円を減じたものでございます。これは事業確定により、一般会計から減額したものでございます。

款4の繰越金。項1の繰越金でございますが、既定額に8万2,000円を増額したものでございます。

合計で、既定額から90万1,000円を減じ、1,034万9,000円とさせていただいたものでございます。3ページの歳出をお願いしたいと思います。

款1の衛生費。項1の清掃費。既定額から50万円を減じたものでございます。これは、維持管理の施代、及び水質検査のところが減じたというところでございま

す。

款3の予備費。項1の予備費。これは不用ということで40万1,000円を減じ、0としたものでございます。

合計で、既定額から90万1,000円を減じ、1,034万9,000円とさせていただきます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第56号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

- - - 日程第17 議案第57号 御代田町条例の用語等の統一に関する

措置条例を制定する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第17 議案第57号 御代田町条例の用語等の統一に関する措置条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の33ページをお出し願いたいと思います。

議案第57号 御代田町条例の用語等の統一に関する措置条例を制定する条例案について。

御代田町条例の用語等の統一に関する措置条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

平成19年6月8日

御代田町長

次ページをお願いします。

この条例改正でございますが、現在の御代田町の例記集は、昭和44年4月に制定されて以来、用語、用字、送り仮名等の統一が図られていないため、統一するために制定するものでございます。

第1条であります。目的、この用語・用字・送り仮名等の統一を図るためを目的とする。

第2条によりましては、別表、左欄に掲げる字句を、それぞれ右欄に掲げる語句に改めるというもので、35ページの別表をお願いしたいと思いますが、1として、「あくる」というひらがなであったものを、「明くる」という漢字にする。「あたる」というひらがなを「当たる」と漢字にすると。以下、ご覧いただきたいと思えます。

次に36ページをお願いしたいと思えます。

2として、漢字をひらがな名に書き直すもの。「予め」という漢字をひらがなに直す、「如何なる」という漢字もひらがなに直す。以下ご覧いただきたいと思えます。

3番目として、送り仮名の補正で、「当る(り)」というものを、右欄の「当たる」、「た」を入れる。「行なう」の「な」をとった「行う」にする。以下、ご覧のとおりでございます。

4として、書きかえ、「1箇年」「1箇月」の漢字をひらがなに直す。「才」を略字を本来の漢字にする。

「才出」「才入」は「歳出」「歳入」の本来の漢字にする。以下ご覧いただきたいと思えます。

34ページにお戻り願いたいと思えます。

第2条の2として、拗音、促音に用いる「ゃ・ゅ・ょ・っ」の表記については、

小書き、小さい字にするというものであります。

第3条として、条例中、見出しが付されていない条に見出しをつける。これはどうということかといいますと、例えばこの条例の第1条の上に括弧して（目的）とございます。第2条の上に（用語等の統一の基準）というふうにあります。これらが入っていない条例規則等がありますが、それをすべて見出しをつくるというものでございます。

第4条として、条例の条文中、引用した法令等については「平成何年法律第何号」、本文中の条例を言うとした場合、条例、規則については「平成何年条例」あるいは「平成何年規則」というふうに統一するものでございます。

それと、第5条でございますが、敬称の「殿」とあるものを「様」に統一するというものでございます。

これらをすべて直していくもので、制定するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第18 議案第58号 御代田町同和教育集会所設置条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第18 議案第58号 御代田町同和教育集会所設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第58号 御代田町同和教育集会所設置条例の一部を改正する条例案について。

御代田町同和教育集会所設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成19年6月8日

御代田町長

次ページをお願いします。

これにつきましては、昭和49年に町の同和教育集会所として、同和教育の推進及び社会教育の推進を図るため制定したものでありますが、今回、町長の方針に基づきまして、字句の一部の削除、それと集会所名の名称を変えるものでございます。

御代田町同和教育集会所設置条例の一部を改正する条例（案）

御代田町同和教育集会所設置条例（昭和49年御代田町条例第27号）の一部を、次のように改正する。

題名中「同和教育集会所」を「社会教育集会所」に改める。

第1条中「同和教育を推進し、」を削り、「同和教育集会所」を「社会教育集会所」に改める。

第2条中、名称の変更であります。「御代田町同和教育集会所」を「御代田町社会教育集会所」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

なお、この集会所の活用につきましては、いままでと同様に、社会教育の推進と地域の人たちの利用に資させていただきます。

また、現在、集会所の一部を御代田町部落解放同盟協議会使用していますが、町の施設であるため、交渉のうえ、退去をしていただくよう考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第19 議案第59号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） 議案書の39ページをお出し願いたいと思います。

議案第59号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成19年6月8日

御代田町長

次ページをお願いします。

この条例改正につきましては、消防団員公務災害等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が、本年4月1日に施行されたことに伴う改正でございます。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の一部を、次のように改正する。

第5条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この内容でございますが、消防団員に公務災害があった場合、配偶者以外の扶養親族の加算を、すべて200円にするものでございます。いままで配偶者は433円、これは変わりありません。扶養2人までいる場合には、200円でありましたが、3人目以降は167円であったものが、配偶者以外の扶養親族すべて200円に掛け金を上げて災害の補償があった場合の手当も上げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 20 議案第 60 号 御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 20 議案第 60 号 御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の 41 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する条例案についてであります。

42 ページをお開きください。

御代田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案です。これは、地方自治法施行令の改正によりまして、長期継続契約を締結することができる契約を条例で定めることにより、地方自治法第 214 条の債務負担行為として、議会の議決を受ける必要がないという条例でございます。

内容的には、条例案の第 1 条の第 1 号から第 5 号をご覧いただきたいわけですが、事務用機器の賃貸借に関する契約、ソフトウェアの賃貸借に関する契約、前 2 号に係る保守に関する契約、庁用自動車の賃貸借に関する契約、それから施設、設備等の維持及び管理に関する契約、これらの契約でございます。以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 1 議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 1 議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども課長、荻原眞一君

（こども課長 荻原眞一君 登壇）

○こども課長（荻原眞一君） それでは、議案書の 4 3 ページをお開きください。議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

4 4 ページをご覧ください。

今回の改正条例は、国が定めている保育料徴収基準の所得税の定率減税率の変更に伴う所得税課税区分額の改正及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の施行、いわゆる認定こども園制度の施行に伴う多子世帯における保育料軽減方法の改正を受けまして、当町の保育料月額徴収基準についても国の基準同様に改正するものであります。

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）

御代田町保育料徴収条例（昭和 5 4 年御代田町条例第 1 9 号）の一部を、次のように改正する。

別表を次のように改めるということとあります。先に附則の方を申し上げますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用するものであります。

詳細の説明については、お手元の方に資料番号 1 の資料をお配り申し上げました。これに基づいてご説明申し上げます。

まず、左のページに記載したものが改正前、右側が改正後の基準表であります。こちらのうち、一番下の方に書いてありますが、太枠内及び下線太文字部分が今回の改正点であります。

まず、上段の表の太枠内の部分であります。所得税の定率減税率の変更に伴う改正ですが、保育料は前年分所得により算定しております。議員の皆さんもご承知のとおり、18年度分の所得に対する定率減税率が20%から10%に変更されました。この変更により、前年度所得が同額の場合であっても、所得税額は増加することになります。このため、所得税の額により、保育料を決定しております第4から第7階層区分の税額を定率減税率の変更率にあわせて改定し、所得額が前年と変わらない場合は、保育料徴収基準額も変わらないようにするものであります。

次に、下段の表の部分であります。認定こども園制度の施行に伴う多子世帯における保育料軽減方法の改正ですが、これまでは同一世帯の児童が保育園のみに入所している場合に限り、第2から第4階層に属する世帯は最年長児は徴収基準上に定める額、次年長児、年長児はその2分の1、上記以外の児童はその10分の1を、第5から第7階層に属する世帯は、最年少児は徴収基準表に定める額、次年長児はその2分の1、上記以外の児童はその10分の1を、それぞれ徴収金の額としていました。

今回、認定こども園制度が施行されたことに伴いまして、多子世帯の負担軽減を図る観点から、保育所に入所されている児童の兄弟姉妹が幼稚園や認定こども園に入園されている場合であっても、保育料の軽減対象とするとともに、所得階層区分による軽減方法が違っていた点についても、所得階層に関係なく、第5から第7階層に属する世帯も、第2から第4階層に属する世帯と同じ方法で保育料の負担軽減を図ることとする改正を行うものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

私の考え方が間違っているのか、また、違っていたらまたご訂正をいただければ非常にありがたいと思うわけであります。

まず、町長にお聞きをしたいわけでございますけれども、この保育料徴収基準、

国の所得税等の定率減税等々によりまして、徴収基準を改正をするということでございますので、御代田町独自の改正は、いまのところ考えているかどうか、があったのかどうか、1点お聞きをしたいのと、それから第2、第3階層における町県民税の定率減税は、この表には一切関係がなかったのかどうか、お聞きをいたします。

この、ですから、4階層、5階層、6階層、7階層については、所得税の定率減税がもとに戻ったので、基準額を上げたというふうに理解をしたわけでありまして。ということになると、2階層、3階層の町県民税の税率改正、定率減税では、上がるのか上がらないのか、ここの、だから、第3階層の、3、4、ですよ、所得割の母子世帯と、あるいは所得割の母子世帯等以外というものが、町県民税の定率減税に当てはまるか当てはまらないか、お聞きをいたします。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 武井議員の質問にお答えしたいと思います。

この黒枠の点は、国による改正でありまして、その他の改正については、これから、来年度、作業としては進めていくということになっております。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） ということになりますと、町長が公約をいたしました保育料の減額をしていきたいというのは、19年度でなく、20年度から実施をするというふうに理解をしてよろしいわけですか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 保育料の引き下げの件につきましては、いま、いろいろ国との関係なんかもありますので、それぞれ調整をして、どの程度の引き下げができるかということ、将来的な展望も含めてよく検討して、間違いのない選択をしていきたいと思っておりますので、今年度はその準備作業を十分させていただきたいと、このように考えておりますので、来年度からの引き下げということでいま作業を進めていただいております。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 確認のためにもう一度お聞きしますけれども、ということになりますと、今回の保育料、月額徴収基準につきましては、国の改正に伴うもので、ど

この町村も同じというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（土屋 実君） こども課長、荻原眞一君。

○こども課長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

どこの町村もという話になりますと、ちょっと今回の議会でどのような対応をしているかという、すべての情報は得ておりません。ただ、私が知っている範囲では、管内の市町村の大部分がこの6月議会で対応されるように聞いております。

ただ、一部の市町村では、もう3月で国の制度以降、本決まりになる前に既に3月議会で条例を改正したところもあるというふうに聞いております。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） それでは、先ほどのその武井議員が言っていた、その第3、第4区分のあたりのその定率減税、町県民税のその6月から定率減税が廃止になってくる部分の影響というのは、どうなんでしょうか。それはお答えしてましたか。

.....あ、そうですか、ではそれ1点と、それからあと、先ほど言った、その認定こども園の関係で、同一世帯で児童が2人以上、多子、上げた場合が大分拡大になってきたという中で、今回のその改正によってどのくらいの世帯の人がそういう恩恵と申しますか、対象になるのか、その減額の金額はどのくらいなのかについてお願いしたいと思います。

○議長（土屋 実君） こども課長、荻原眞一君。

○こども課長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

先ほどの武井議員の質問の部分ですが、今回の改正の時点では、特に大きな影響が出るものはないということで、改正はしてございません。国の定率減税の分については、ここで改正をしませんとそれぞれ保育料の額が1ランクずつ上がってしまう方が発生するというので、改定したものであります。

それと、市村議員のご質問ですが、多子世帯における保育料の軽減方法を改正することによりまして保育料の軽減対象となりますのは、9世帯。月額保育料で9万1,000円ほど、年額では109万2,000円になります。ただし、これは現時

点において試算したものであります。市村議員もご承知のとおり、現在徴収しております保育料は、17年分所得により算定した暫定額になっております。19年度の本래の保育料は、この6月中に18年分所得による本算定を行い、確定することになります。このため、正確な保育料の軽減額は、先ほど申し上げました金額とは若干違ってくると思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） ではいまの、本当に、中では国の定率減税の、所得税の方の定率減税の廃止に伴って、国にならってやったという部分で、その町県民税の部分の影響はないというふうに理解してよろしいわけですね。

終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手を。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第62号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第22 議案第62号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 46ページをお願いします。

議案第62号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてであります。

47ページであります。この条文中、第6条第2号中「食事療養費に係る標準負担額」を、「食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額」に改めるというものであります。この内容につきましては、法改正によりまして、昨年10月1日より療養病床に入院する70歳以上、平成20年からは65歳以上になりますけれども、この高齢者が該当になるということでありまして、食費であります。食材料

費及び調理コスト相当の負担月額を4万2,000円に、それから居住費、光熱水費等相当の負担金であります。これが1万円になっているわけですが、これを療養の給付を受けた費用の額から控除した額を給付金として支給するというものでありまして、いままで例えば食材料費につきましては2万4,000円だったものが、今度は4万2,000円。それから居住費につきましては、いままで0だったのが月1万円と、この部分を、町から支給する部分から控除した額を本人の方へ支給するというものであります。

この附則であります。この条例は公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用するというもので、本来はあってはならないことなんですけれども、法改正によりまして、昨年10月1日にさかのぼりをさせていただくという形になります。そして、10月からいま現在まで、これに該当する方は、いまのところ1人もおりませんので、10月1日からやると。

それともう1点が、もし今後、この給付の関係で10月1日以降に出た場合については、対応ができなくなるということの中で、10月1日にさかのぼりをさせていただいたということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第63号 御代田町手数料徴収条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第23 議案第63号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の４８ページをお願いしたいと思います。

議案第６３号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

次ページ、４９ページをお願いと思いますが、御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第２条第１項第２３号の２の次に、次の１号を加えるということで、ホとして、捕獲保護した迷い犬の返還手数料、３,０００円でございます。これにつきましては、狂犬病予防法第６条において、鑑札もしくは狂犬病予防注射済票を付けていない犬があるときに、県あるいは予防院は、これを抑留しなければならないとされておりまして。

また、同法第２３条第２項において、犬の抑留中の費用管理費及びその返還に要する費用は、犬の所有者が負担することと定められております。これにより、保健所は、犬の所有者に対し、犬の抑留中の費用管理費及び抑留した犬の返還に要する費用の負担を定め、徴収しているところでございますが、一般に町では迷い犬があった場合、狂犬病予防法第６条に準じて、県の要請により、これを捕獲保護し、抑留所へ送致しております。が、御代田町では、広報及び所有者の引き取りの便宜を考慮して、直ちに抑留所に送致するのではなく、数日間の抑留保護期間を設け、所有者が申し出のない犬につきましては、抑留所へ送致しているというのが現状でございます。

所有者が申し出た犬につきましては、注意をして返還しておりますが、その際、何らかの費用の負担を求めているのがいまの現状でございます。しかし、捕獲保護にかかる費用、繋留にかかる飼料、餌代、それから器具等の費用がかかること、それと、犬が所有者の管理の外に出ることは、理由の如何を問わず、人に危害を及ぼす可能性があるため、これを抑止する必要があることから、迷い犬を町から所有者に返還する際、手数料３,０００円を徴収したいというものでございます。

附則、この条例は平成１９年８月１日から施行したい。以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正  
予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは、議案書の 5 0 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計補正予算案についてを、別冊のと  
おり提出するものでございます。

予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 1 9 年度御代田町の一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによ  
る。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞ  
れ 2 億 1, 6 9 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、そ  
れぞれ 5 0 億 2, 8 1 7 万 7, 0 0 0 円とする。

地方債の補正ですけれども、第 2 条、地方債の変更は第 2 表地方債によりご説明  
を申し上げます。

それでは、2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入。

款 1、地方特例交付金。この地方特例交付金につきましては、減税補てん特例交  
付金が平成 1 9 年度から廃止されたことに伴いまして、経過措置として設けられた  
交付金でございます。

項 2、特例交付金。新たに 5 0 0 万円を計上いたしました。

款 1 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額に 2 2 万 5, 0 0 0 円を増額  
いたしまして、2, 4 3 4 万 4, 0 0 0 円です。これにつきましては、共同作業所の

町外通所者の負担金の増でございます。

款 13、使用料及び手数料。項 1、使用料。既定額から 865 万 6,000 円を減額いたしまして、1 億 6,548 万 5,000 円です。これにつきましては、町営住宅 51 世帯分の減免分のものでございます。

2、手数料。既定額に 3 万円を増額いたしまして、1,037 万 5,000 円です。これにつきましては、迷い犬の返還手数料の増分でございます。

款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。これにつきましては、児童手当の予算の組みかえによるものでございます。

2、国庫補助金。既定額に 370 万 7,000 円を増額いたしまして、983 万 3,000 円です。これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設準備費でございます。

款 15、県支出金。項 1、県負担金。これにつきましては、児童手当県負担分の予算の組みかえによるものでございます。

2、県補助金。既定額から 199 万 9,000 円を減額いたしまして、6,602 万 1,000 円です。これにつきましては、隣保館の運営費の減額分が主なものでございます。

3、委託金。既定額に 1 万 8,000 円を増額いたしまして、4,099 万 4,000 円です。これにつきましては、統計調査費の委託金の総額分でございます。

款 16、財産収入。項 1、財産運用収入。既定額に 1 万 5,000 円を増額いたしまして、1,115 万 3,000 円です。これにつきましては、平和台公民館の敷地の貸付料でございます。

款 20、諸収入。項 3、貸付金元利収入。既定額に 1,000 円を増額いたしまして、108 万 9,000 円です。これにつきましては、奨学金の滞納繰越分です。

4、雑入。既定額に 1,029 万円を増額いたしまして、7,093 万 9,000 円です。これにつきましては、コミュニティ助成事業で 490 万円、それから市町村振興宝くじ交付金で 617 万 3,000 円の増額によるものでございます。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

21 の町債です。項 1、町債。既定額に 2 億 830 万円を増額いたしまして、3 億 8,790 万円です。内容ですけれども、地域総合整備資金貸付事業債ということで、2 億円、日穀製粉への貸付金でございます。

それから施設整備事業の事業債440万円、それから一般単独事業債390万円。これにつきましては、消防の積載車2台を購入するための起債でございます。

それでは4ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をいたします。

款2、総務費。総務管理費。既定額に2億2,762万2,000円を増額いたしまして、6億8,813万1,000円です。主な内容についてご説明をいたします。特別職の人事管理経費で699万8,000円の減額です。それから一般職員の人事管理経費で1,312万2,000円を増額です。これにつきましては、人事異動によるものでございます。次に日穀製粉への貸付金。先ほど町債のところでご説明いたしましたけれども、2億円の貸付ということでございます。それから電算管理経費で1,205万1,000円を増額です。

続きまして2、徴税費。既定額から587万円を減額いたしまして、8,607万5,000円です。これにつきましては、一般人事管理経費、人事異動によります減額でございます。

3、戸籍住民基本台帳。既定額に204万8,000円を増額いたしまして、5,205万7,000円です。これにつきましても一般人事管理経費の人事異動によるものでございます。

5、統計調査費。既定額に1万8,000円を増額いたしまして、64万円です。これにつきましては、商業統計調査経費の増分でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。既定額から226万8,000円を減額いたしまして、6億5,185万8,000円です。主な内容ですけれども、後期高齢者医療制度のシステム開発費ということで1,427万4,000円。それから同和対策一般経費ということで121万5,000円の減でございます。

2、児童福祉費。既定額に938万1,000円を増額いたしまして、4億4,636万8,000円です。主な内容ですけれども、やまゆり保育園の遊び場整備事業、これが1,321万円です。それから一般人事管理経費、異動によります一般人事管理経費といたしまして、724万円の減額になっております。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。既定額に16万3,000円を増額いたしまして、1億2,979万9,000円です。これにつきましては、18年度の国庫負担金の精算の確定の返納金でございます。

2、清掃費。既定額から493万5,000円を減額いたしまして、2億5,594万円です。この内容につきましては、一般廃棄物の収集運搬委託料の減額分で210万円、井戸沢最終処分場の委託料で283万5,000円の減分でございます。

款6、農林水産費。項1、農業費。既定額に25万2,000円を増額いたしまして、5,615万8,000円です。主な内容です。土地利用計画図の印刷で473万円の増になっております。

2、林業費。既定額から15万8,000円を減額いたします。1,221万6,000円です。これにつきましては、人事異動によります削減でございます。

3、農地費。既定額に5万4,000円を増額いたしまして、1億2,070万6,000円。これは嘱託職員の賃金の増によるものでございます。

款7、商工費。項1、商工費。既定額に7万8,000円を増額いたしまして、8,502万3,000円です。これにつきましても人事異動に伴う経費の増でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。既定額に7万2,000円を増額いたしまして、3,115万9,000円です。これにつきましても異動によります人事関係費の増等でございます。

2、道路橋梁費。既定額に7,149万4,000円を増額いたしまして、1億3,359万円です。主な内容です。町道の維持補修工事4,290万円、それから都市再生整備計画の委託料650万円、町道の改良舗装工事1,500万円の増でございます。

次のページをお願いいたします。5ページをお願いいたします。

4、都市計画費。既定額に44万7,000円を増額いたしまして、1億4,548万1,000円です。これにつきましては、公園施設の整備工事ということで、108万2,000円の増が主なものでございます。

5、住宅費。既定額に36万2,000円を増額いたしまして、1,784万2,000円です。これにつきましては、住宅の修繕料でございます。

款9、消防費。項1、消防費。既定額に1,403万3,000円を増額いたしまして、2億8,984万8,000円です。これにつきましては、消防積載車2台分、それから緊急告知システムの基本計画の策定費が主なものでございます。

款10、教育費。項1、教育総務費。既定額に939万2,000円を増額いた

しまして、1億6,599万3,000円です。これにつきましては、人事異動によります増分でございます。

2、小学校費。既定額から7万6,000円を減額いたしまして、1億2,650万6,000円です。これにつきましては、南北小学校の人事異動による増減でございます。

3、中学校費。既定額に184万4,000円を増額いたしまして、1億7,175万7,000円です。これにつきましては、心の教室の相談事業の経費の増分でございます。

社会教育費。既定額から173万3,000円を減額いたしまして、9,938万2,000円です。これにつきましては一般人事管理経費による減分でございます。

5、保健体育費。既定額に43万5,000円を増額いたしまして、4,232万9,000円です。これにつきましては、やまゆり公園の給水管の取り出し工事分でございます。

款12、公債費。項1、公債費。これにつきましては、町営住宅の家賃の減免分につきまして、いわゆる使用料の特定財源から一般財源への振り替えによるものでございます。

款14、予備費。項1、予備費。歳入歳出を調整いたしまして、既定額から1億572万4,000円を減額いたしまして、6,739万7,000円となります。

歳入、歳出、それぞれ2億1,693万1,000円を増額いたしまして、計50億2,817万7,000円となります。

続きまして6ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正です。

追加です。起債の目的、地域総合整備資金貸付事業。限度額、2億円。日穀製粉への貸付金でございます。施設整備事業一般財源付加分440万円。それから消防防災設備整備事業390万円。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、消防積載車2台分でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行です。利率、年4%以内です。償還方法、借入先の融資条件によります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

中山美博君。

( 1 1 番 中山美博君 登壇 )

○ 1 1 番 ( 中山美博君 ) 1 1 番、中山美博でございます。

議案に対する質疑は、町長、総務課長に 2 点ほどお伺いしたいと思います。

1 9 年度一般会計補正予算のまず最初に民生費の、ページ 1 8 ページ、同和対策総務費の件ですが、人権を考える町民のつどい運営経費、一般経費ですね、1 2 0 万円余を減額したと。町長は同和事業全廃を選挙公約として打ち出して、改革に乗り出してきたと。それで、しかも、町は第 4 次長期振興計画の中で人権をベースとしたまちづくりを策定していると。2 1 世紀は人権の時代だとも言われているわけでございます。しかし、いまだ部落差別はもとより、女性、高齢者、障害者、外国人、子どもなど、また、年々増える、増え続けている母子家庭等、これらの点を減額してしまった。町長は今後この人権問題に対してどのように考えて、しかもこれから先、どう取り組むべきか、これらの策定計画等もおありでしょうから、お聞きしたいと、かように思うわけでございます。

例えば、目の欄に、同和対策総務費を削除してしまうようなわけでございますが、目の欄に人権問題をこれからやっていかなければならないということでございますので、人権問題総務費として新しく盛り込むのか、それともこれからその件について予算化を図っていくかどうか、その点をお伺いしたい、ということでございます。

○ 議長 ( 土屋 実君 ) 町長、茂木祐司君。

( 町長 茂木祐司君 登壇 )

○ 町長 ( 茂木祐司君 ) 中山議員の質問ですけれども、町としましては、人権問題に取り組むということは当然必要な課題だというふうに考えています。今回の同和事業の改革という問題は、招集のごあいさつでも申し上げましたが、これまでこの人権の問題が部落解放同盟中心に大きく偏っていた、こうした人権問題を正常な人権の取り組みに戻す、本来の人権問題の取り組みに戻す作業だということでありまして。今後、町の人権にかかわる問題解決に向けた、また町民の中での人権意識の向上に向けた作業につきましては、他の団体などからの圧力や干渉を受けることなく、町の自主的、主体的な取り組みとして強めていくという考えであります。

この中で、先ほどの信濃毎日新聞の記事にもありましたけれども、つまり、この

記事の中では、障害者や女性、外国人などに対する差別があるのに、それに対して町がどうするのかということに対して、その取り組みの強化を求めているわけでありませけれども、しかし、仮にこうした障害者、女性、外国人などに対する差別があったと仮定しても、そのことと同和事業の継続には、どんな関係があるのか、これを明確に説明することは、論理的にはきわめて不可能だと思っています。なぜならば、障害者問題に対しては、障害者の方々の団体があり、また、女性の問題については、その関係の団体その他があるわけでありまして、したがって、そうした関連する団体や、また、その当事者との個別的な対応が求められるのであって、それを同和事業の継続あるいはその同和事業の必要性と結びつけて考えることは、きわめて無理があるというふうに感じております。

そういう観点から、町としては、本来の人権問題の取り組みを強めていくということ考えているわけです。以上であります。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） 町長、答弁で言われました、いわゆる今回の同和問題は、6月3日の日ですか、信毎にも出て、皆さんご存じだろうと思います。しかしながら、やはりこれからの21世紀は、人権、国際問題でございます。それらの点もおそらくいま町長申されたとおり、これからやらなければならない諸問題がいっぱい出てくると思います。御代田町にも外国人の人たちが各工場へ来ていて、それらの方々も、必ずしもいいとはいえない。必ず悩み事やいろいろな問題が生活の中で出てくるだろうと思います。ですから、これらの問題は、やはり今後、町長にもお願いして、項目を変えてもいいから、やはり人権問題対策総務費とか、そのようなことを是非やっていただきたいと、そんなように私は思います。これからの作業があるだろうと思いますけれども、そこらの点もひとつお願いしたいなと思うわけでございます。

それと、2番目といたしまして、隣保館運営費1,700万円を減額したと。これは財産、茂木町長になってからでも、また以前の土屋町長からも申されたとおり、総務課内に人権政策係の窓口として、対応すると言っておられましたわけですが、この1,700万円の中には、2人分の人件費等も含んでいるわけでございます。予算書を見れば、140万円余ほどの減額をしているということでございます。これらは、やはり隣保館というのは、国の補助金をもらって館を建てたという経緯が

ございます。ですから、この隣保館のいわゆる運動拠点、前年度の予算書を見ますと、配食サービスとか、またヘルパー養成講座とか、そういったことをやはりあの拠点の中でやっておられたということでございます。これらの予算を減額したということは、あの町民の方々が集い、活動してきたことがなくなってしまったということでございますので、どうかひとつこの隣保館の運営は、今後どのようにやっていくのか、町長の基本的な考えをちょっとお願いいたしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 総務課長、古越敏男君。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） はい、お答えしていきます。

ご存じのとおり、隣保館は、昭和61年に設置されたものであります。その設置目的は、隣保事業といたしまして、地域改善対策法等に基づいて隣保館を設置したわけでございますが、平成9年から隣保館に対する国の財政上の特別措置が、一般対策としての制度に移行になりました。同和対策の施設から社会福祉法の対象施設に移行になったことに伴い、御代田町でも平成10年、隣保館から人権啓発センターと名称変更を行い、事業を行ってきたところでございます。19年度よりは、人権啓発センターに専任の職員は置いておりませんが、人権啓発の拠点や社会福祉法の趣旨に沿った活用をしていく考えでございます。なお、その活用方法は現在、町の事務改善委員会等で検討をなされているところでございます。

なお、会議室等の利用については、いままでどおりと同様に開放をしているところでございます。以上であります。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） ただいま総務課長の方からも縷々説明したわけでございますが、やはりあの館を、隣保館運営費を削ったからといって、空き家にしておいたのでは何にもならない。今後、やはり町当局の方で対応策を練るだろうと思っておりますけれども、私といたしましては、やはり町側の考えと若干ずれると思っておりますけれども、去年の4月オープンした社会地域包括センター、これが共同作業所の中に入っている、これらの点も今後隣保館に移したらどうか、そんなような気がするわけでございますが、たまたま局でもって聞いたぐあいだと、どうしてもあれは補助事業でやったんだから、県とのつながりがある縛られるという点もあるというようなことをお聞きいたしました。ですから、今後、せっかくの啓発センターがありますので、有

効活用していただきたい、町部局の考えもちゃんと持って、町民の福祉向上のためにもやっていただきたい、私はそんなふうに思うわけでございます。

そんなことでひとつお願いやら今後の方針等も是非ひとつ立てていただいて、町民福祉の向上のためにやっていただきたいなど、そんなように思うわけでございます。

以上で私の方の質疑は終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手願います。

武井 武君。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

先ほどの中山議員との質疑と重複する点もあろうかと思いますが、お許しをいただきながら、質疑をしたいと思います。

まず、単刀直入にお聞きをいたします。

先ほどから町長の答弁で、私は人権問題あるいは人権政策はしないとは言っていない、当然やっていくんです、同和事業を完全廃止をするんです、というふうに申されました。また、招集のあいさつの中でも、同和事業の完全廃止をこの議会において宣言をするというふうにも申されたように聞いております。この宣言、同和事業を完全廃止宣言ということは、非常におかしなことかなと思うわけなんです。御代田町は、部落完全解放の宣言をしてある町であります。部落解放の政策と同和事業の政策は、どこが違うのか、お聞きをまずしたいと思います。

それから、その次には、先ほど申し上げましたとおり、信毎の東信版等に掲載したこの、町長は、助けを求める人たちの対応は必要、あるいは、だれかを特別扱いするのでなく、平等にやるということというふうに、助けを求める人たちへの対応は必要とも答えた、あるいは窓口を一本化する、この窓口を一本化したり、この事業を行うのにどこに予算があるのか、まずその2点をお聞きをいたします。人権対策をする予算は、どこに計上がされているのか、お聞きをいたします。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（ 町長 茂木祐司君 登壇 ）

○町長（茂木祐司君） はい、お答えしたいと思います。

最初にお尋ねになった、その御代田町が部落完全解放の宣言をしているという問

題でありますけれども、この問題は、歴史的な経過を見ますと、部落完全解放ということですが、しかし、これは部落解放同盟が中心になった同和事業の推進ということが私はこの宣言の中心的な問題ではなかったかなと、実際のところでは。それに対して、私は、今度は同和事業を完全廃止ということ、御代田町としてはこの長い間行ってきた歴史的な経過を踏まえて、この同和事業を廃止をするということで、今後は町民の皆さまにあらゆる問題を可能な限り公平で公正、また、平等な事業をしていくと、特定の人たちを特別扱いしたりする、そういうことはやらないんだという意味で、そういうまちづくりをという意味で、宣言という形で言わせていただいたところであります。

それから、いまの2点目でありますけれども、人権政策を進める予算はあるのかという点でありますけれども、これについては人件費がありますので、これで今後、どのような施策を進めていくかについて、この担当を含めて、担当の中で協議をして、政策的な方向ももうちょっと明確にしていくということでもあります。

で、人権問題といいますけれども、例えばいま御代田町では、障害者の方々の社会参加、また、女性の皆さんの地位向上、こうした課題が取り組むべき課題になっていくかなというふうに思っていますけれども、例えば、いま御代田町ではこの4月から、障害をお持ちの皆さまの施設である共同作業所に役場庁内の清掃を委託をしておりますけれども、こうした実践は、障害者の皆さまの社会参加の拡大に大きく貢献していると実感しております。毎日のように役場に障害者の皆さまが来て、清掃をしていただいて、役場の職員もありがとうございますとか、ご苦労さまですとかと声をかけて、こうしたことによって、障害者の皆さまも社会に貢献しているという実感を持ってこの事業にあたっただいていますし、職員にとっても障害者の皆さまと接することで優しい気持ちを持つようになっていくというふうに思っています。

こうした町の取り組みは、人権意識の向上に大きく貢献できるものであり、今後こうした実践を広げていきたいというふうに考えています。

また、困った方の相談に乗るという意味では、今後、いま人権政策課としては、これまでのいろいろな事業を今回予算でお示ししましたようにいろいろな形で同和事業の終結ということで作業をしておりますけれども、今後はさまざまな人権問題に対して相談事に対応するために、例えば相談窓口を明確にして対応するなど、そ

うした役割に変えていく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 確かに、人権費等々はあります。人権政策係ですか、総務課の中に置いてはあるから、それは構わないわけでございますけれども、当然のことながら町長は同和対策事業を全廃をします、ですから予算は削ります、ですけれども、人権にかかわる事業は当然行います、という、その事業にかかわる予算、確かに人件費だけでは私はないと思うんですよね、予算は。消耗品も必要になってくると思えば、やれ研修に行く旅費も必要になってくると思えば、何も必要になってくる、ちょっとはもう完全に同和対策事業をやめて、この事業はこういうふうにやりますというものは、もう公約に掲げた時点から、町長の頭の中には私があると理解をするんです。ですから、町長のこの考えを職員に命じてこの予算を組むのが普通かなと。全部職員に相談を申し上げてやるとなれば、ではいままでの公約は、あれは一体どういうことになったんですかという話と、それから同和事業の完全廃止を宣言する、ですけれども、町には部落完全解放に向けての宣言もあるんです。交通安全の宣言もあるんです。世界恒久平和の宣言もあるんです。それに向けて町は一生懸命になって取り組んでいるわけなんです。それを、宣言も完全に無視をして、人権政策はやりますけれども同和政策はもう完全に廃止ですというのもおかしいなというふうに思いますし、この予算をただ削る、ただ削る、削ったから完全にもう同和事業はしませんでは、これはおかしいと思うんですよね。条例もあります。部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くす条例、そこにはもう『部落差別をはじめとする』というふうに書いてあるんです。それを削るということは、町長はもう条例、規則、条例を無視する、あるいはこの前の12月定例会において、完全にその第4次御代田町長期振興計画、先ほど中山議員の質問にもありました、人権をベースとするまちづくり、それで3月定例会一般質問の中で、私はこの同和運動体との連携を強化したり、あるいはこういう事業をしていきたい、今度はこういう事業をしていきたいというものが、きちんと第4次長期振興計画に載っているわけなんです。

ただ、町長はそのときに、この長期振興計画は見直しますと、第3節でしたか第2節だかは見直しますというふうに答弁されたと思います。まだ見直していないんですね。それなのに、見直さないのに、その構想も基本計画も生きているのに、なぜ予算だけ最初に削らなければならないのか、私はこれは後先だと思うんです。

条例を、こういう事業はしたくないから条例は撤廃します、あるいは長期振興計画の見直しをしてから予算は執行します、町長、はっきり言いましたよね。予算は載っていても、私は同和関係事業は執行しないんですと。だからそのとき私は言いました。執行しない予算をなぜ議会が時間をかけて審議しなければいけないんですかと。町長は予算を執行したいから、こういう事業をしたいから、予算を上げますと。ですから、人権対策事業にしても、どこに予算が載っているんですか、町長はやりませんと言えればいいんですよ、やりますと言っている以上、ここに、新聞にも書いてあるとおり、必要な事業をやります、だから必要な事業をやるにはどこに予算があるんですか、議会はどこを審議すればいいんですかということをお聞きをしているわけであります。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

この人権政策係につきましては、今度の予算で全部0にしているわけではなくて、人件費のほかに、例えば県の関係でそうした問題の会議などがありますから、当然そうした交通費その他は、必要なものについては確保してあります。最小限のものは確保してあります。

それから、いまお話に出た、当然私としては同和事業の廃止に伴ってこの人権問題をどのように政策化していくのかという当然考えがあります。考えはありますけれども、それを具体的な形で政策化していくのには、もう少しやはり作業が必要で、事業化していくには作業が必要でありますので、この同和事業の終結というその後、この問題については当然事業化にしていくというふうには考えています。ただ、いまのお話にありました、この同和予算を削ったからといって、それで終わりではなくて、確かに長期計画では人権をベースにしたまちづくりということを掲げておりますけれども、それからまた御代田町には部落差別などあらゆる差別を無くす条例がございます。この長期計画とこの条例については、予算を削減してもそのその変更、見直しがなければ、この問題は終わったというふうには考えていません。したがって、いまこの同和予算の削減とあわせて、この長期計画と部落差別などあらゆる差別を無くす条例についての見直しについては、役場庁内での作業を進めているところであります。

この見直しに伴いまして、新しい人権にかかわる政策の策定ということが当然必

要になります。つまり、それは長期計画の中にきちんとした形で新しい人権にかかる政策策定ということが必要になりますので、この点については同時に進行を進めているということでございます。

また、長期計画につきましては、役場庁内の長期振興計画策定委員会で議論をいただき、審議会で決定をいただいた後に、議会に報告をしていきたいというふうに思っていますが、この作業については、できるだけ早くというふうに思っていますが、遅くとも年度内には確定していきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 1議案3回でございますので、3回になってしまいましたから、同和事業等々についてはまた今後一般質問なり何なりの中で正してはいきたいと思えます。

もう1点、お聞きしたいわけでございますが、9ページの歳入であります。

分担金及び負担金で、22万5,000円の増額でございますが、町長は苗畑跡地、3市町との協力事業は苗畑跡地への焼却場は見直したいとか、白紙撤回をしたいとか、3市町の事業、この前、先ほどの朝倉議員の質疑ではございませんけれども、どういう状況になっているのか、わからないわけであります。その中に460万円という廃棄物の負担金が当初予算で計上されてあるわけです。どうしてもわけのわからないものを今回の補正でなぜ460万円削らなかったか、お答えをいただきます。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

当初の中では、460万円は確かに載っております。ですが、まだ共同事業は全部なくなったわけではございません。一部中断しているという、休止の状態にあるわけでございます。それを行き先どうなるかわからないものをいたずらに落としたり上げたりということではなく、見据えた中で処理していきたいということで、存置してございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

はい、朝倉謙一君。

( 9 番 朝倉謙一君 登壇 )

○ 9 番 ( 朝倉謙一君 ) 9 番、朝倉でございます。

先ほどから中山議員、武井議員の方からの質疑がありましたけれども、私、同じような質疑になると思いますけれども、重複するようでしたらご勘弁をお願いしたいなというふうに思います。

まず、第 1 点として、町長、完全に撤廃という話ですが、予算書から見ていきますと、残っているのが部落完全解放推進佐久地区実行委員会の負担金、これが 2 万 2,000 円ですか、これをどうして残したのか。

それと、あと、隣保館の運営費も全部補助金も要らないという形なんですけど、18 年度に、この同和事業関連で、国からも特別交付税等が来ていると思います。これはどういう名目で来ているのか、特別交付税、旧地域改善対策ということで、17 年度は 3,438 万 7,000 円が来ているというふうに聞いていますけれども、これを、あと隣保館の運営費関係が 400 万円、それから人権教育等関係で 160 万円ぐらいですか、17 年度来ていますけれども、いろいろな面で全部、補助金ないし交付金等が要らないという形になってしまうんですけど、全体でわかれば 18 年度、それから 19 年度、どういう形で入の方が減るのか、そこら辺もおわかりになりましたらお聞きしたいなというふうに思います。

○ 議長 ( 土屋 実君 ) 町長、茂木祐司君。

( 町長 茂木祐司君 登壇 )

○ 町長 ( 茂木祐司君 ) 部落完全解放佐久地区連絡会ですか、の負担金ですけども、実はこの事業については、どうするかということで関係者、庁内で議論しましたが、この事業につきましては、佐久地域の 11 の市町村によって取り組まれている事業でありまして、そういう関係からいって、御代田町だけがそこから抜けるということがどうなのかということもありまして、もう少し様子を見たいということで、これについては残すという措置をとりました。以上です。

○ 議長 ( 土屋 実君 ) 総務課長、古越敏男君。

( 総務課長 古越敏男君 登壇 )

○ 総務課長 ( 古越敏男君 ) 18 年度の隣保館の補助事業の概略でございますが、対象経費が 981 万 9,000 円。そのうち、人件費にかかわるものが 700 万円ぐらい

です。それと相談事業、事業費ですが、事業費65万9,000円。それと周辺地域巡回事業で25万1,000円。地域交流促進事業というので61万6,000円。それらの合計922万9,000円の基本事業費に対して2分の1の補助449万3,000円が入ってきたわけでございます。

それで、19年度については、隣保館に専門の隣保館指導員を置いておりませんから、当然、人件費分はいただけません。それといままでやってきた大きな事業として、2級ヘルパー養成事業、これは町長今年1年は、19年1年は休止ということで、20年度からは人権センターで本来やるべきことではなくて、町民課主体で地域包括支援センター等で必要があれば行うというような考えをもっております。それと、配食サービスについては、必要と認める方は町から社協の方へ委託しているその中でやっていただくという考えで、これは完全な廃止でございます。

したがって、主に補助金の、人件費が主でありますから、職員がいない以上、事業もできないし、ということでございます。以上でございます。

○9番（朝倉謙一君） 特別交付税とか関係は。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 特別交付税について、ご説明申し上げます。

18年度分ということによろしいでしょうか。

特別交付税につきまして、特別交付税の調書を町の方から出します。それにつきましては、旧地域改善対策関連事業に関する調書というものがあまして、その調書を出します。その調書を出して、その中で住宅新築資金もトータルで全部入った中で、一般財源ベースで9,148万円という調書、これは時期が早いもので、予算ベースという部分もありますけれども、これだけ出ております。それで、その中から住宅新築資金の貸付事業につきましては、貸し付けたお金を償還していただきまして、償還していただいたお金を起債の償還に充てているということで、直接その事業ということではとらえない方がいいかなと。いわゆる住宅新築資金貸付事業としてはとらえるんですけども、町のお金を使っているということでとらえない方がいいかなということで、それを差し引きいたしますと、一般財源ベースで、支出で6,813万1,000円という数字が出ます。これに対しまして、特別交付税ということで、18年度分で来ている金額が3,763万6,000円です。以上で

ございます。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 先ほど町長も招集あいさつの中で、部落事業完全廃止を宣言するというので、言われましたけれども、先ほどの答弁ですと、では、要は周りがやっているから、じゃあやる、ということは完全に廃止ではないんじゃないですかね。町長、完全という言葉は、どういうふうにとらえているのか、野球でいえば完全試合、町長わかりますかね、完全試合って。完全試合というのは、要は9回、要はヒット1本も、フォアボール1つも、エラーも1個もない、27人が全部凡退したというのが完全試合なんですね。ですから、完全ということは、全部廃止にするのが完全じゃないんですかね。ですから、私はちょっとそこの、要するに完全に廃止を宣言するということは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思うわけです。

それと、あと、隣保館をどのように、これを見ますと、廃止というか、使わないというふうに思うんですが、その中で電気料、水道、ガス代、この件は減らしてないんですよね。電気、水道、ガス代、これに関しては、今回の補正でやっていないんですよね。ですから、ここを見ますと、ガス代の24万円というのは、要はこれは配食サービスなんかの関係がありまして、ガスがこれだけになっているんじゃないかなと。電気代も36万円ということは、何か事業、あそこを動かすのかなというふうに思うんですが、その2点をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 同和問題の完全廃止という問題ですけれども、先ほどの部落、佐久地区のその連絡会の金額というのは、それはそれぞれの自治体との中でやっているものなので、もうちょっと内容をしっかり見て、それで実施しない方がいいのか、それともその内容的に参加のできるものなのか、その点は検討していくということであって、これはそういう作業の中で、この名称や、これまでの状況からいって、参加できないものになるような感じはしますけれども、そういう意味で、これについてはもう少し実態、その他、他の自治体との関連ということについて検討して、どのように、ま、実施するのかしないのかということも含めて、結論を出していきたいというものであります。そういうことであります。

それから、人権センター、人権啓発センターの今後の利用ということでもありますけれども、これは先ほど総務課長の方から説明がありましたとおり、この施設は社

会福祉法の対象施設というふうになっていますから、私どもとしては、この施設の跡利用は社会福祉法の趣旨に添った活用をしていくというふうに考えています。

現在、役場の庁内に事務改善委員会を立ち上げまして、いま役場全体の体制の見直し、いわゆる大課制の弊害などに伴う役場全体の見直し、体制の見直し作業を始めていますが、この作業の中で可能な限り、職員の意見なども集約して、町民にもわかりやすい、合理的で簡素な役場の体制に改善していく、その中でこの施設をどのような施設にしていけばいいのかについて、いま検討していただいているところです。

で、こうした、この施設をどのように使うかについては、町民の皆さまに、要するにその課とか係が異動するということがありますので、告知期間を設ける必要がありますので、2カ月、3カ月前にはきちんと告知をしていくと。そういう意味で、その施設の電気料その他は当然そういうことで施設として使うことになりますので、その予算については当然確保してあるという内容であります。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） 3回ですので、最後になりますけれども、いま隣保館の関係で、61年にあそこ建設したというお話だったんですが、やはり県からいろいろな関係でお金を借りたり、補助をもらったりという形になりますけれども、あと残りはどのくらい残っているのか、それが一括で、もしその関係で、違う目的で使うようでしたら、一括で返さなければいけないというようなお話も聞いておりますけれども、その点、どのくらい残が残っているのか、それでどうなのか、町の考えとしてはそれを返してまでそういうことをやるのかどうなのか。

それともう1点、先ほども武井議員の方から話がありましたけれども、御代田町における部落差別撤廃とあらゆる差別を無くすことを目指す条例、この件に関して、町長はこの条例を撤廃するのかどうなのか、そこまで考えているのかどうなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 総務課長、古越敏男君。

○総務課長（古越敏男君） では私の方から1点目の隣保館の補助を受けた関係です。

先ほども申し上げましたように、隣保館事業の補助を受けてやったわけですが、国の法律等が改正になりまして、社会福祉法に関するもので使う場合には、返還を求められないと考えております。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 部落差別などあらゆる差別を無くす条例については、これは私が議員に出た最初の議会で、この条例が出て、私はその質疑をした経過がありますけれども、この中で、運動団体とはどういう団体を指すかということで、部落解放同盟御代田町協議会ということで、その協力ということになっております。

したがいまして、この条例は、部落差別ということを特に標題にも書き、また、協力団体として部落解放同盟御代田町協議会ということとその趣旨として書いている以上、この条例と今回の町の改革とは一致しないというふうに考えていますが、ただ、今後のこれは協議の中ですけれども、それに代わる御代田町として基本構想といたしますか、その見直しもしていく中で、そうした町民に対するアピールをするようなそうしたものが必要であれば、それはそれでまた条例などを考えていく必要もあるかなというふうには思っていますが、いまのところ、その条例と町の進んでいる方向とは一致、合致しないというふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 朝倉謙一君。

○9番（朝倉謙一君） いま改革と条例は一致しないという話だったんですが、ちょっとそこら辺が自分自身でいうとわかりませんけれども、ま、これは後でまたお聞きしたいなというふうに思います。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

大きくは4点についてお聞きしたいと思います。

まず1点目ではありますが、先ほど来、質問もありますが、この同和対策、町長、冒頭の招集あいさつの中で完全廃止の宣言をされておりますが、この完全に同和予算を削られたという中で、前年比と比べますと、どの程度の削減というか、完全廃止ですけど、ええ、前年比ではどの程度になるのか。それでまた、この削られている同和予算というものがどういう内容で、こういったものに使われていたのか、18年度の部分です、いままでもそうですけれども、私たちが本当にその不公正な同和特別対策ということによってきたわけですけれども、その中身はどんなものなのか、それについてお聞きしたい。

それから20ページ、その前に済みません、18ページになりますが、老人福祉一般経費のところの後期高齢者医療制度に対する準備ということで、1,400万円、かなり大きなものがもう計上されているわけですが、この後期高齢者医療制度、本当に何か住民がわからないうちに、どんどん進んでいって、もう実施の20年より、来年度より、もう4月から75歳以上のすべての人から、いまは扶養になっている方はいま国保とかは払っていませんけれども、そういった扶養になっている方も保険料をとられる、しかもそれは年金からの天引きだというようなことは、もう既に決まっているわけです。そういう中で、どんどん町民たち、実際、本当に75歳以上の人たちが知らないうちに、どんどん内容がもう決まっていくという中で、今回1,400万円になっているんですが、その辺、どこら辺まで情報が下りてきて、どういう内容が決まっているのか、その点についてお聞きしたい。

それから20ページの児童福祉総務費ですね、その中にやまゆり保育園の、今度新しい、町長が政策を盛り込む部分なんですけれども、そのやまゆり保育園の遊び場等の整備事業とか、それから平和台の児童館の駐車場、前からの提案というか、駐車場を広くという部分もあったと思うんですが、そこら辺の事業が載っているの、その内容についてをお願いしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えします。

まず、先ほどの同和事業は完全に廃止ではないじゃないかという問題もありましたので、この点についてもちょっと触れておきたいと思いますが、町が同和事業の完全な廃止をしても、いま、今後、この歴史的な経過の中で、町が同和事業としてこれまでやられてきた問題で解決しなければならない幾つかの問題があります。それは例えば、1つは1軒の建設費が1,000万円を超える厚生住宅を35棟つくりました。これに対して、下水道工事その他維持管理費というお金をかけているわけですが、そして、この35棟の厚生住宅の中では、既にいろいろな事情から利用されていない住宅も生まれています。こうしたものを今後どのように解決していくのか、こういうことも今後の大きな課題になっています。

また、住宅新築資金につきましては、膨らむ滞納に対して町が補てんをして、約1億円の補てんをしておりますけれども、これについては今後契約書に基づいて、

適正に返済を進めていく必要がありますが、この問題で損失がどれだけになるのかなど、この事業の最終的な決着は、まだまだ時間がかかる問題でありまして、こうした歴史の中で生まれてきて、またそこに人間がかかわっている問題として、これは時間をかけて解決しなければならない問題がまだ残っているということも付け加えさせていただきたいと思います。

いまご質問の件ですけれども、この点については計算をしてみました。比較としては平成18年度の当初予算での同和対策事業と、今回の補正予算による予算額、これを単純に差し引くということで計算をしてみました。平成18年度の歳入では、当初予算では521万1,000円の予算額でありましたが、今回の補正予算によりまして、その入の額は10万2,000円となり、歳入の減は510万9,000円となります。歳出につきましては、18年度の当初予算の歳出合計は5,226万2,000円でありますけれども、今回の補正予算の歳出金額は199万4,000円、これは人権政策系の給与についてはこの中に含まれていませんが、199万4,000円が今回の支出の総額であります。したがって、単純に平成18年度と比較した場合に、歳出では5,026万8,000円の減額となりました。そして、歳出から歳入を引いた額でいきますと、その差は4,515万9,000円ということで、こうした予算の削減ができました。以上です。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

今回の1,400万円については、長野県内81市町村、すべてがこのシステムを導入するという形の中でやっている事業であります。それでいま、後期高齢者の関係ですが、広域連合の議会ができて、その中で市長3人、町村長3人、市会議員5人、町村議会5人という枠の中で、いまこの議員の候補者が始めているところでもあります。その中で市長の3人については、上田・塩尻・須坂市長がなっています。それから町村長につきましては、栄村、大桑村、原村の首長が一応候補者として名乗りを上げています。それから、市議会としては、長野市議会、千曲市議会、それから松本市議会、安曇野市議会、小諸市議会、上田市議会から出ています。それで、この市議会につきましては、定員5名のところ6名ですので、当然選挙になるかというふうに思います。

それから町村議会につきましては、豊丘村、それから上松町、それから箕輪町、それから野沢温泉村、それから御代田町の議長の土屋実議長が一応町村の議員として5名のうち5名が立候補していますので、これは無投票で行くかなというふうに思っています。ただ、市議員については、いずれにしても定員オーバーですので、選挙をしていかなければいけないというふうに思っています。

それから、いままで県からのスケジュール的なものでありますが、ここで広域連合議会がここで決まりましたら、広域連合議会を開催していくと。その中で7月については、保険料設定の事前準備をしていきたい、その後、9月には議会を開催して、今年の11月上旬の議会で、広域連合議会でも長野県下統一の保険料を設定していくという方向で、いま現在やっているところであります。そのようなことから、保険料がいまどのくらいになるという、いま、議論にはなっていない状況であります。

まだ県から示された状況では、年金から引く保険料ですが、特別徴収の関係であります。本徴収という形の中で、10月、12月、2月、仮徴収という形の中で4月、6月、8月、これを徴収していきたいと、時期としては徴収していきたいということで、来ております。それ以外についてのいまの保険料に関する具体的な通達とかそういうものは、いまのところ、まだ来ておりません。以上であります。

○議長（土屋 実君） こども課長、荻原眞一君。

（こども課長 荻原眞一君 登壇）

○こども課長（荻原眞一君） それでは、市村千恵子議員のやまゆり保育園遊び場等整備事業の概要について、それと平和台児童館駐車場整備事業の概要について、この2点、お答え申し上げます。

まず1点目ですが、やまゆり保育園では、健康で豊かな心を育む保育を行うことなどを目的として、平成9年5月以降、9年間にわたり、保育園南側に隣接する山林の一部約750平米を土地所有者の厚意により、安価な賃借料で借り受けてまいりました。そして、その用地について、子どもたちの遊び場として利用してきたところであります。昨年になりまして土地所有者の方から、できれば貸付地を町で購入することを検討してほしい旨の申し出がありました。町では、この申し出を受けまして、実施計画等において遊び場用地を購入することの事業効果など、総合的に検討した結果、隣接地を取得することにより、自然林を生かした遊び場の恒久的な

利用を確保するとともに、その一部を保育園行事や園児の送迎時の駐車場として整備することとしたものであります。

土地の所在については、大字馬瀬口字東原2091の203でございます。地目は山林、地積は992平米、一筆全部を購入するもので、用地購入費は立木代を含んだ上限額として計上させていただきました。

工事内容につきましては、遊び場用地の周囲に張りめぐらせますフェンスの設置が86メートル、駐車場の舗装工が110平米、あと立木伐採処理等であります。今回の整備工事によりまして、遊び場用地の恒久的な確保と8台の駐車スペースが確保できるものであります。

続きまして平和台児童館の駐車場整備事業の概要であります。

平和台児童館は、毎日多くの親子連れで賑わっており、その大部分の皆さんが自家用車で来館されております。しかしながら、児童館建設当初から、駐車場が整備されていないため、毎週2回行っている幼児の会や行事の開催日は、館庭すべてを使用しても、参加者全員の駐車スペースが確保できない状況にあります。このため、児童館入口、北西側の隣接地の一部を借り受けまして、駐車場を整備することにより、施設利用者の利便性の向上を図ることとしたものであります。

土地の所在についてですが、大字御代田字御代田2750の3、地目は山林、地積は2,067平米のうち165平米を借り受けたいというふうに考えております。工事内容につきましては、舗装工153平米、フェンスの設置撤去28.4メートル、L型よう壁の設置28.4メートル、立木の施植撤去等であります。今回の駐車場整備によりまして、9台の駐車スペースが確保できることとなります。

いずれにいたしましても、双方とも相手のあることでありますから、今後予算の成立後において、誠心誠意交渉を持ちまして、ご協力をいただく考えであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま総額の方はお聞きしたんですけど、どのような内容で使われていたのかという点のその削られた分の中身ですけれども、その点について。

○議長（土屋 実君） 総務課長、古越敏男君。

○総務課長（古越敏男君） 19年度予算、今回の補正でいいわけですね。

○7番（市村千恵子君） はい。

○総務課長（古越敏男君） 同和対策総務費は、当初予算127万円でありましたが、121万5,000円減額して、現在残っている予算は5万5,000円でございます。それで、どのような内容に使われたというわけではありますが、報酬は毎年度載っておりましたが、ここ10年来、部落解放人権擁護委員審議委員会基本法制定委員報酬というものが14万4,000円ほどあるわけですが、審議会等開かれていないために、減額するものでございます。あと、人権町民のつどい、昨年までやっておりましたが、今年度は見合せということで、27万8,000円。それと、解放同盟主催による狭山中央行動、兵庫中央行動、部落解放同盟関東ブロック研修等の旅費、それと需用費関係で、月刊部落解放の新聞、各種大会資料代で64万3,000円。各種大会有料道路等の借り上げ12万1,000円。反国際運動負担金の3万円でございます。隣保館運営費については、当初予算計上1,846万2,000円から、1,706万6,000円減額しまして、139万6,000円であります。人件費2名分、これは総務費に異動した者でございます。それと配食サービスの廃止、2級ヘルパーの休止に伴う講師謝礼、賄い材料等で128万5,000円。外国人に対する日本語教室、健康診断の廃止で29万円、同じく旅費、関東ブロック大阪研修で10万3,000円。需用費関係で各種研修資料代、隣保館報の印刷代等17万4,000円でございます。同和教育費につきましては、当初予算108万9,000円から54万3,000円減額しまして、54万6,000円であります。

狭山中央行動部落解放東日本研究大会等の旅費2万2,000円。解放新聞、月刊部落解放雑誌、各種大会資料代18万2,000円、同和関係の備品3万7,000円、集会所の消耗品、通信運搬等で33万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いまの中身ですけれども、外国人に対する日本語教室とか健康診断廃止に伴う講師謝礼と違って、社会教育の方で『エコールみよた』の方で日本語学級とかやっていますけれども、それとはまた別の内容なわけですよ、これもね。で、ちょっとその1点お聞きしたいのと、それから、先ほど後期高齢者医療制度にかかわる議員が町村から選出されていくのが、当町の議長の土屋実さんが無投票で当選ということで、議員としてこれからこのさまざまな決定されていく中身、保険料をはじめとするさまざまなこの後期医療制度のことを決めていく議会の一人として、いくわけですよ。是非とも本当にこの制度、不備なところがたくさんや

はりありまして、本当に後期高齢者の対象になっている方は、とても不安でおられるので、その議員が御代田にいるということでは、是非そういうのをすくい上げて、声を届けていっていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどのその子どもの方の保育園と、それから児童館の駐車場の整備というのは、本当に念願で、お母さんたちからもやまゆりとかも定員が増える割には駐車場が本当に完備されていないという中で、長年の懸案でありましたけど、今回、かなり多くのあれですね、やまゆり8台の児童館が9台の確保ができるということでは、とても喜ばれることではないかなというふうに思います。

それじゃ、1点、その先ほどの、お願いします。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いまお尋ねの中で、外国人に対する日本語教室、また健康診断ということが出ましたので、これにつきましては、わずか10人の特定の外国人に対して、日本語教室、また健康診断、またそのための通訳ということで、この10人というのは、どういう基準で選んだのかは全く私にはわかりませんが、いずれにしても、こうしたものに対して、33万5,950円というお金が支払われています。また、いま質問にはありませんでしたけれども、査定をする中で、例えばこの同和対策事業については、例えばフィルムが何と110本分の、フィルム代、現像代、プリント代だけで31万4,160円と、このようなお金が支出されていきましたので、不適正なものについて削除しました。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時40分）

（休憩）

（午後 3時55分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議案提案中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、

議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。ご承知いただきたいと思います。

- - - 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、内堀豊彦君。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 5 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 5 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第 1 条、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 1 0 万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 3 4 1 万 4, 0 0 0 円とする。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入・歳出予算補正。歳入です。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。既定額に 1 0 万円を増額いたしまして、3 2 0 万円です。これは財政調整基金からの繰入です。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 1 2 万 9, 0 0 0 円を増額いたしまして、3 3 3 万 4, 0 0 0 円とします。これにつきましては、寺沢地区の集会所への給水設備の設置補助でございます。

款 2、予備費。歳入・歳出を調整いたしまして、既定額から 2 万 9, 0 0 0 円を減額いたしまして、8 万円とします。歳入、歳出、それぞれ 1 0 万円を増額いたしまして、3 4 1 万 4, 0 0 0 円となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 5 2 ページをお願いします。

議案第 6 6 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 9 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 2 5 0 万円を増額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 3 億 4, 0 4 9 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

2 ページをお願いします。

2 ページであります。款 3、国庫支出金。項 2、国庫補助金。既定額に 2 5 0 万円の増額であります。これにつきましては、後期高齢者医療制度創設準備でありまして、システム開発に伴う補助金であります。これは被保険者 2 万人未満は 2 5 0 万円の定額ということの中で、2 5 0 万円であります。

次の 3 ページをお願いします。

歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務費。既定額に 761 万 2,000 円の増額であります。これは、後期高齢者医療のシステム開発費でございます。

款 6、保健事業費。項 1、保健事業費。既定額に 1,000 円であります。これは後期高齢者制度の準備に対応するため、現在のところ、まだ不明な状況でありますけれども、科目の設定のみをさせていただいたということでもあります。

歳入、歳出、合計、それぞれ 250 万円の補正をしまして、合計 13 億 4,049 万 7,000 円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 27 議案第 67 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 27 議案第 67 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 53 ページをお願いいたします。

議案第 67 号 平成 19 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

この補正予算（第 1 号）は、日常の維持管理に対応するものでございまして、歳入・歳出予算の総額に変更はないものとしてございます。

2 ページの歳出でございますが、款 3、繰出金。項 1 の他会計繰出金 124 万円をお願いするものでございます。これは、小沼簡水への共通経費の繰り出しということで、長年使っております漏水探知機、あるいは金属探知機等老朽化し、機能が

低下しているために、日常の維持管理ができないというところで、これをお願いするものです。

款４の諸支出金。項１の基金費でございますが、これは他会計繰り出しの相殺するものでございます。１２４万円を減ずるものでございます。

合計、既定額から調定しまして、同額でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第２８ 議案第６８号 平成１９年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第２８ 議案第６８号 平成１８年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書５４ページ、お願いいたします。

議案第６８号 平成１９年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたしたいと思っております。

この補正予算（第１号）につきましては、先ほど申し上げましたように、日常の維持管理に対応するものでございます。

歳入、歳出、それぞれ１２４万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ１億７６４万１,０００円とするものでございます。

２ページの歳入をお願いしたいと思っておりますが、款４の繰入金でございます。項１の他会計繰入金。既定額に１２４万円をお願いいたしまして、１,５０９万６,０００円とするものでございます。これは御代田簡易水道から共通経費の繰入ということで、

合計、既定額に124万円をお願いいたしまして、1億764万1,000円とするものでございます。

3ページ、お願いしたいと思います。

歳出でございますが、款1の経営管理費でございます。項1の総務費。既定額に288万4,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほども申し上げました漏水探知機あるいは金属探知機、それからまた異動に伴う人件費の人事管理経費あるいは車検費用でございます。

款4の諸支出金。基金費あるいは予備費によって調整させていただいたもので、基金費、既定額から160万円を減じ、また予備費4万4,000円を減じたものでございます。

合計額、既定額から124万円を増額いたしまして、1億764万1,000円としたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第29 議案第69号 平成19年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第29 議案第69号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長、中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の55ページ、お願いいたします。

議案第69号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

この補正予算（第1号）につきましては、入札差金あるいは舗装復旧工事費から県への舗装復旧負担金への組みかえということでございます。

歳入、歳出、それぞれ197万9,000円を減額いたしまして、歳入、歳出、それぞれ8億8,910万9,000円とするものでございます。

2ページの歳入でございますが、款4、繰入金。項1、他会計繰入金。これは既定額から197万9,000円を減じたもので、一般会計からの繰入を減じたものでございます。

3ページの歳出をお願いしたいと思いますが、款1、土木費。項1、都市計画費。補正額、既定額から197万9,000円を減じるものでございます。これは、処理場の維持管理業務の委託の入札差金あるいは舗装復旧工事費の組みかえということでございます。

款2の公債費。項1の公債費。これは特定財源の組みかえでございます。

合計で、既定額から197万9,000円を減じまして8億8,910万9,000円とするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第30 平成18年度御代田町土地開発公社事業報告・財産目録・

貸借対照表及び損益計算書の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第30 平成18年度御代田町土地開発公社事業報告・財産目録・貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

産業建設課長、武者建一郎君。

（産業建設課長 武者建一郎君 登壇）

○産業建設課長（武者建一郎君） それでは、56ページをお願いいたします。

平成18年度御代田町土地開発公社事業報告・財産目録・貸借対照表及び損益計

算書につきましては、平成19年5月21日の公社理事会に提出し、承認されたので、ご報告をいたします。

59ページをご覧ください。

平成18年度第35期事業報告でございます。

1の概要でございますが、平成18年度においては、土地の先行取得、保有土地の売却ともありませんでした。

2の理事会の議決事項につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に3の会計の財産目録でございます。すべて流動資産になりますが、現金及び預金が484万9,588円。公有用地が1億3,822万9,277円。土地造成事業用地が1億359万2,570円で、合計2億4,667万1,435円でございます。

60ページには損益計算書、61ページには貸借対照表が添付されています。また62、63ページには、決算に関する説明がございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成18年度御代田町土地開発公社事業報告・財産目録・貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号から議案第69号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 1 1 分